

青森県過疎対策研究会 「報告書」

青森県過疎対策研究会

令和2年3月26日

目次

1	はじめに.....	2
2	本県過疎地域の現状と課題	3
(1)	現状.....	3
①	概況.....	3
②	人口動態等.....	4
③	移住等の状況.....	7
④	産業の振興.....	9
⑤	道路・交通網の整備.....	13
⑥	生活環境の整備	14
⑦	高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	14
⑧	医療の確保.....	15
⑨	教育の振興.....	17
⑩	自然環境の保全と地域文化の振興	18
⑪	市町村の財政状況等	19
(2)	現状等から考察される課題	24
3	今後の過疎対策について	26
(1)	過疎地域の役割と過疎対策の必要性.....	26
(2)	今後の過疎対策の視点	27
	(参考資料)	33
	青森県過疎対策研究会設置要領.....	34
	青森県過疎対策研究会 委員名簿	35
	青森県過疎対策研究会の経過	36
	過疎対策研究会における委員の意見等一覧表	37
	過疎関係市町村及び都道府県における過疎対策の実施状況調査結果.....	38
	過疎地域自立促進特別措置法と過去の過疎3法の概要	42

1 はじめに

- 過疎地域においては、昭和 45 年以来、類似の過疎対策法の制定により、様々な過疎対策が講じられてきたところであり、本県過疎地域においても、道路や水道等のインフラ施設が着実に整備され、都市部との格差が縮小するなど、一定の成果を挙げてきた。一方で、我が国では、現在、急速な人口減少と少子高齢化という大きな課題に直面し、地域経済の縮小や担い手不足、地域コミュニティ機能の低下などが懸念されているところであり、特に過疎地域は、こうした影響を大きく受けるものと考えられる。
- このような中、現行の過疎地域自立促進特別措置法（以下「現行法」という。）は、令和 3 年 3 月末に法期限を迎えることとなるため、国では、今後の過疎対策についての検討が進められている。
- こうした状況を踏まえ、令和元年 7 月に青森県過疎対策研究会が設置され、本研究会では、以後 4 回にわたって、本県過疎地域の現状や課題を議論し、本県の実情に即した新たな過疎対策について研究を行ってきたところであり、今般、報告書として取りまとめた。
- 過疎地域は、自然環境の豊かさに立脚し、低人口密度であることの優位性を生かして、持続的環境調和型社会を実現しうる地域である。過疎対策とは、過疎の脱却を目指すことではなく、低人口密度を生かして輝く地域を築くことである。
- 本報告書が、新たな過疎対策法の制定に向けた動きの中で、本県における過疎対策推進の一助になれば幸いである。

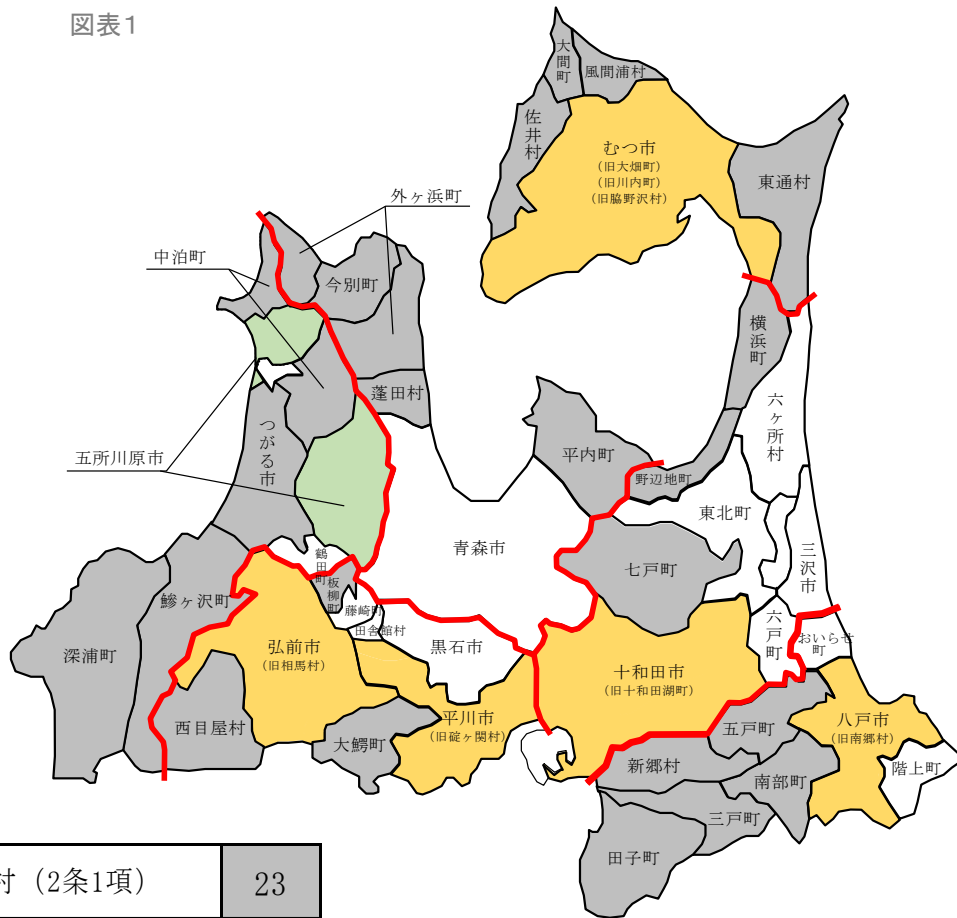
2 本県過疎地域の現状と課題

(1) 現状

①概況

- 現行法に基づく過疎地域は、県内40市町村のうち7割に相当する29市町村となっている。
- 本県過疎地域の面積は、6,073km²と県内総面積の63.0%である。また、過疎地域の林野面積は4,317km²と、県内林野面積の68.7%である。(図表1)

図表1



過疎市町村 (2条1項)	23
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	1
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	5

項目	市町村数				面積 (km ²)	林野面積 (km ²)
	計	市	町	村		
過疎市町村 A	29	7	16	6	6,073.07	4,316.81
全市町村 B	40	10	22	8	9,645.59	6,281.91
割合 A/B	72.5%	70.0%	72.7%	75.0%	63.0%	68.7%

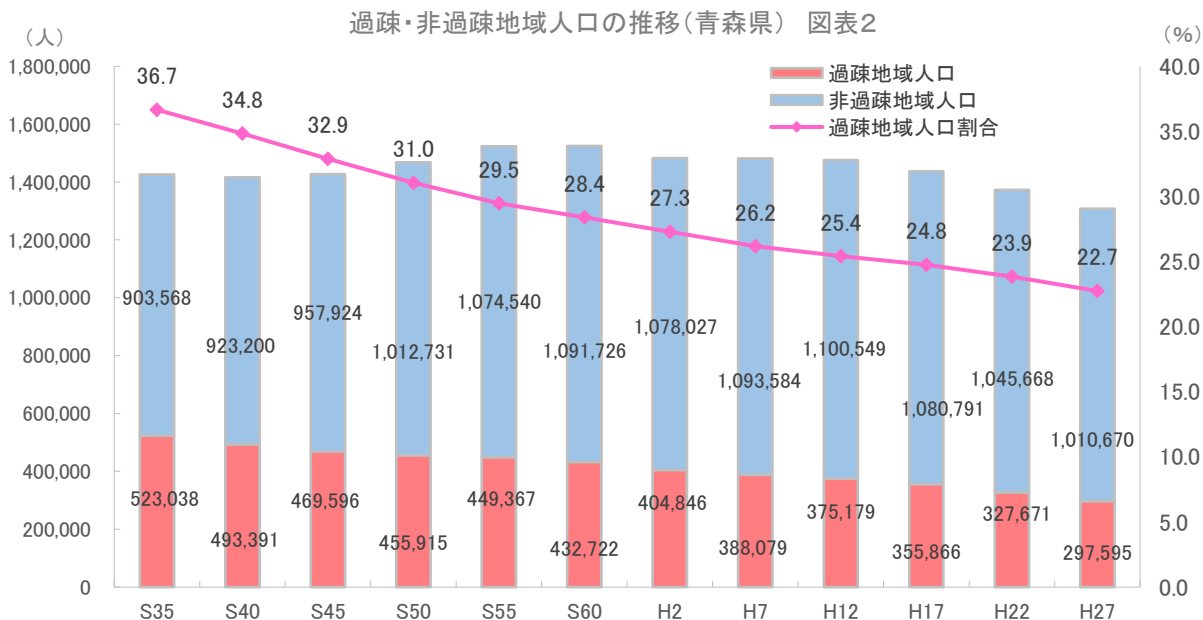
出典: 国勢調査、2015 農林業センサス

※過疎地域は平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村の面積を含む。

②人口動態等

- 本県過疎地域の県全体に占める人口割合は、昭和35年の36.7%から平成27年に22.7%まで減少しており、過疎地域は非過疎地域と比べて人口減少が進んでいる。

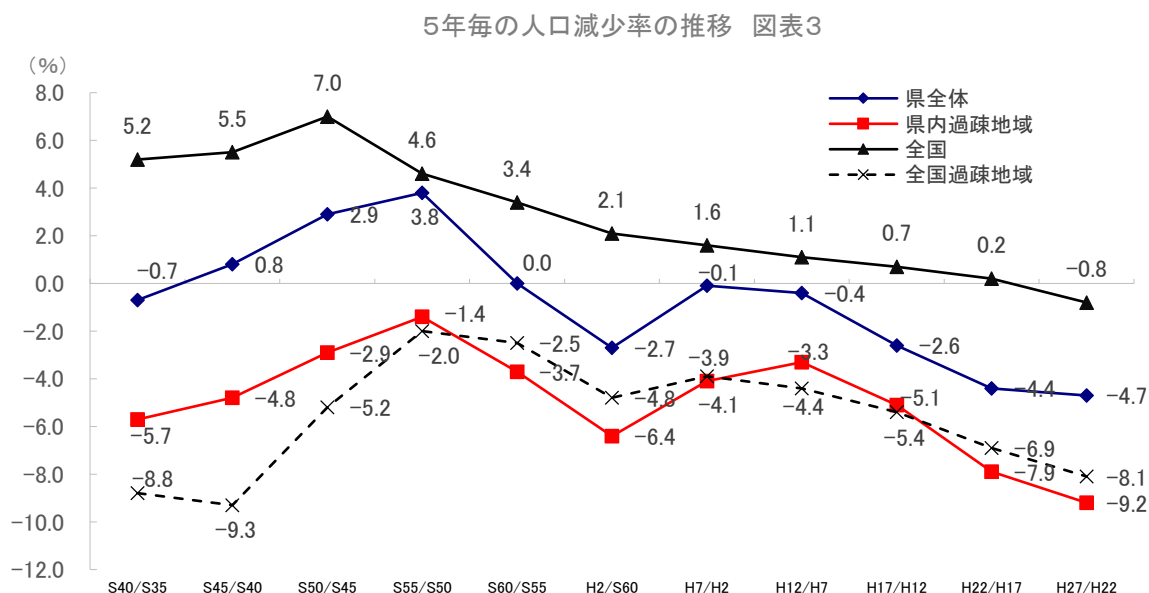
(図表 2)



出典:国勢調査

※過疎地域は平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村のうち一部過疎地域内の人口を含む。

- 5年毎の人口減少率を見ると、本県過疎地域では平成17年から人口減少が拡大しており、平成22年以降は全国過疎地域を上回る人口減少率となっている。(図表 3)

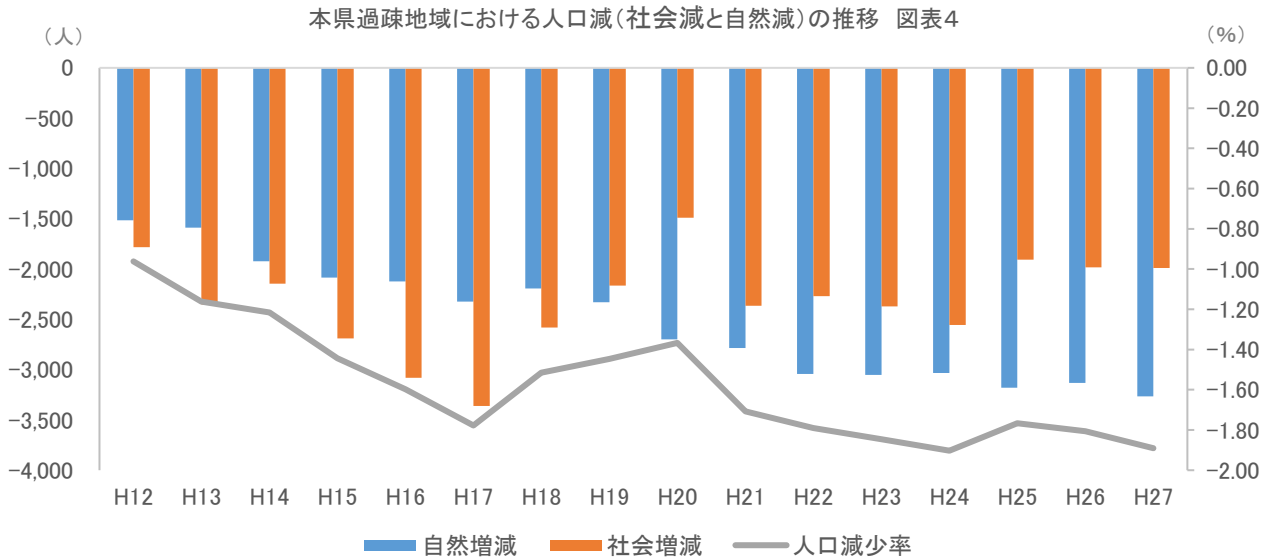


出典:国勢調査

※過疎地域は平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村のうち一部過疎地域内の人口を含む。

- 本県過疎地域（一部過疎を除く。）では、社会減（転出数が転入数を上回る数）と自然減（死亡数が出生数を上回る数）の両面で人口減少が進んでいるが、少子高齢化の進展に伴い、平成19年以降は自然減が社会減を上回る状況となっている。

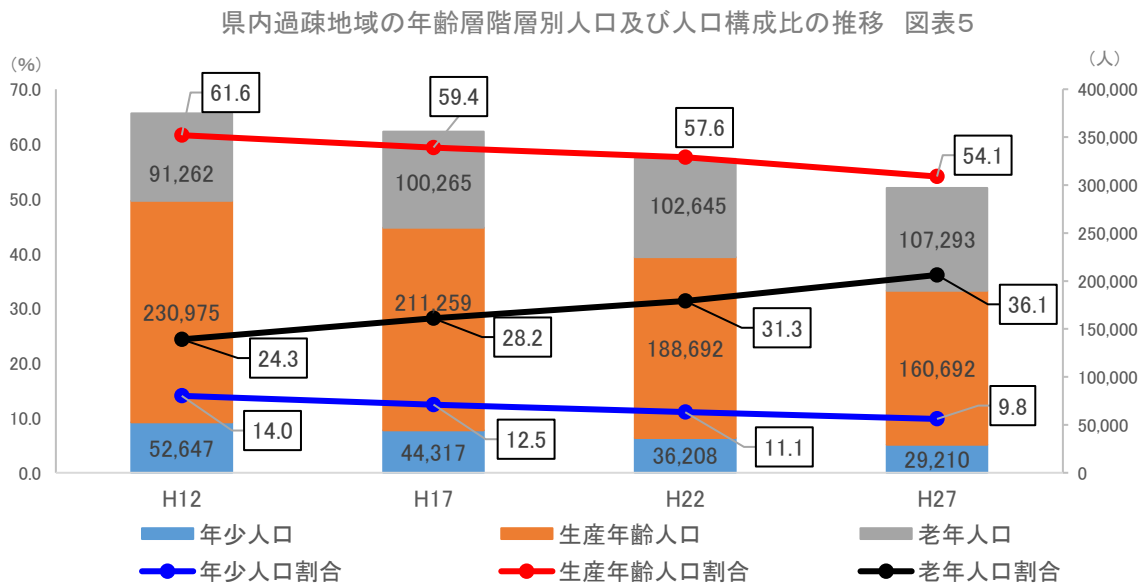
(図表 4)



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」再編加工
 ※過疎地域は平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。
 ※平成24までは年度データ、平成25年以降は年次データ。平成23年までは日本人のみ、平成24年以降は外国人を含む。

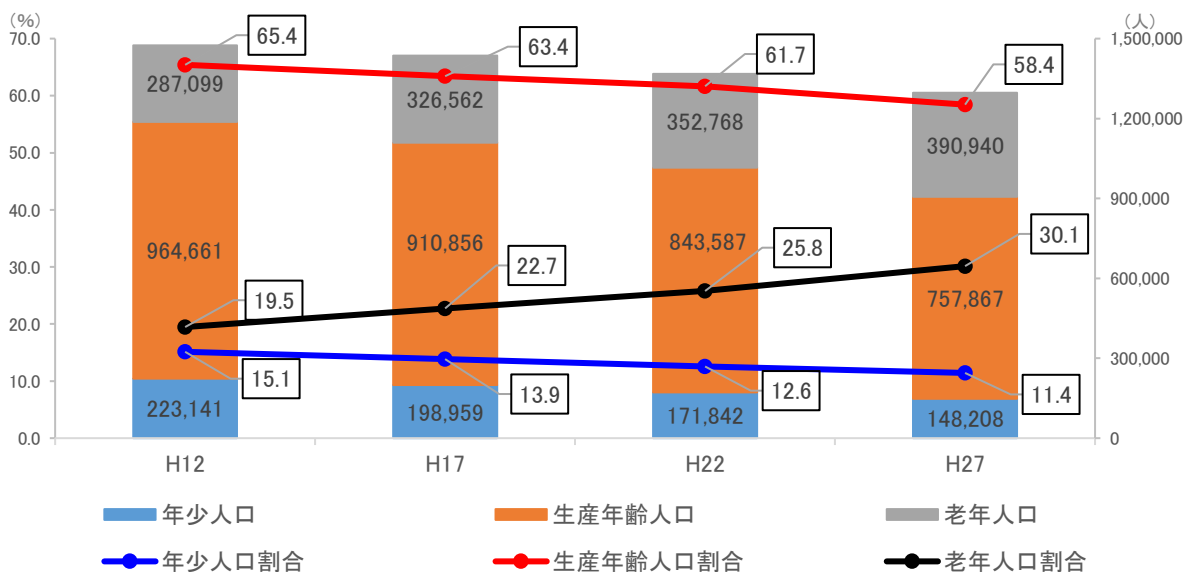
<少子高齢化の状況>

- 平成27年の本県過疎地域の老年人口比率は36.1%、生産年齢人口比率は54.1%、年少人口比率は9.8%であり、県全体と比較して、少子高齢化が進行し、生産年齢人口の割合が減少している。(図表5、6)



出典：国勢調査
 ※過疎地域は、平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村のうち一部過疎地域内の人口を含む。
 ※年少人口は0歳から14歳、生産年齢人口は15歳～64歳、老年人口は65歳以上とした。

県全体の年齢層階層別人口及び人口構成比の推移 図表6



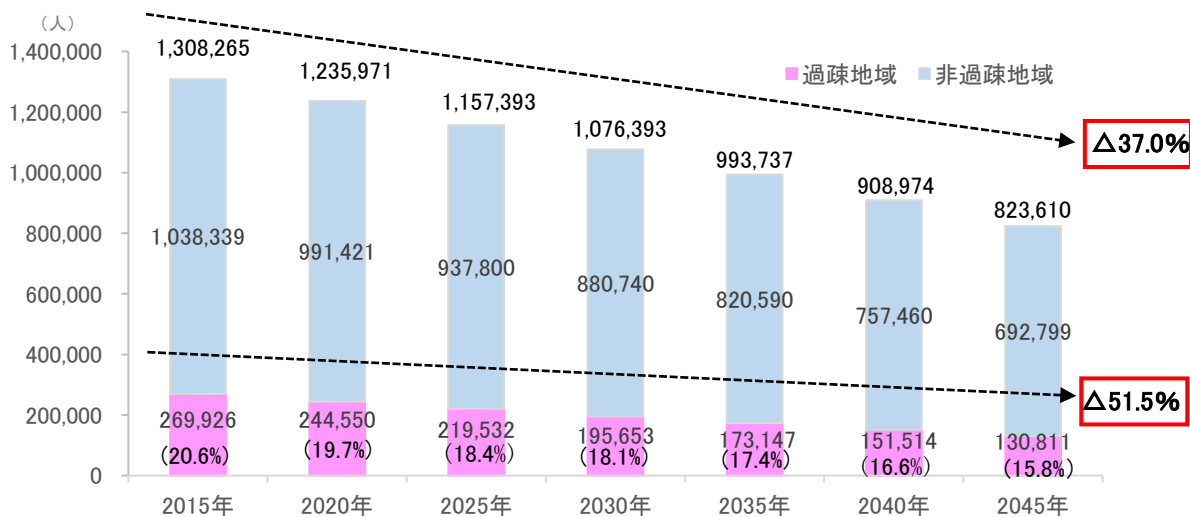
出典: 国勢調査

※過疎地域は、平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村のうち一部過疎地域内の人口を含む。

※年少人口は0歳から14歳、生産年齢人口は15歳～64歳、老年人口は65歳以上とした。

○ 国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）では、本県過疎地域（一部過疎を除く。）の人口は今後も減少を続け、2045年には、2015年と比較して51.5%減少（県全体では37%減少）する見込みである。（図表7）

本県総人口の将来推計 図表7



出典: 国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)

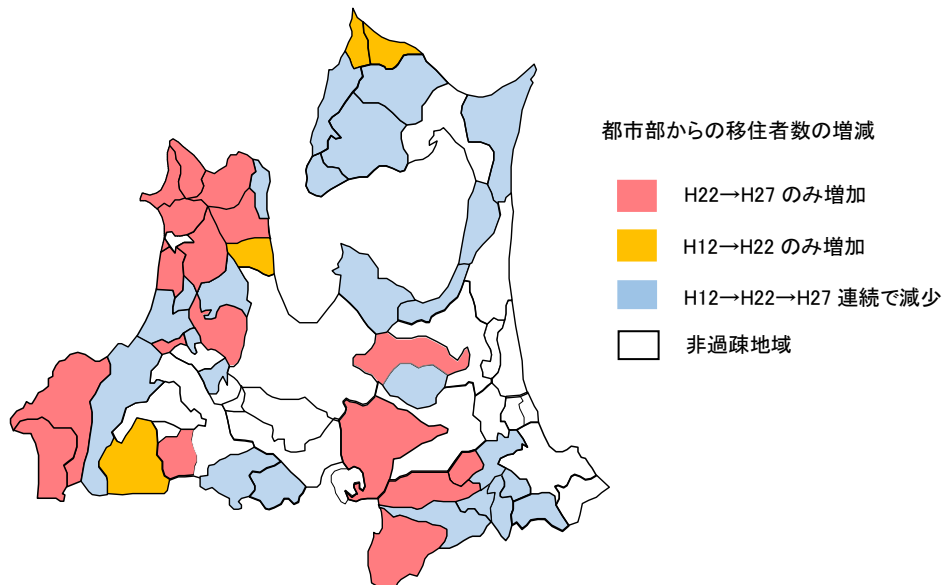
※過疎地域は、平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。

※かっこ書きは、過疎地域の県全体に占める人の割合。

③移住等の状況

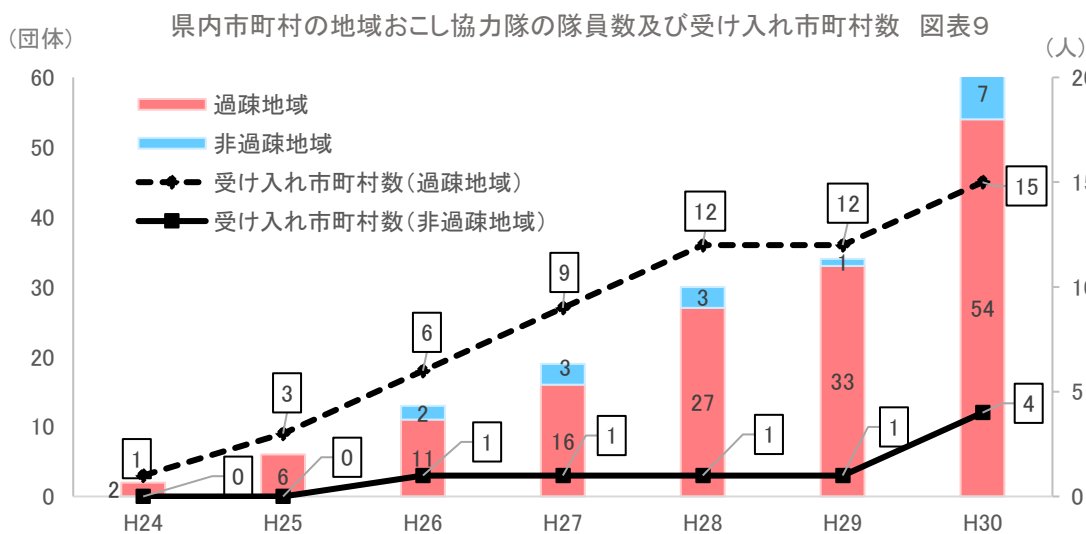
- 本県過疎地域における都市部からの移住者について、平成22年から平成27年にかけて増加している地域は、弘前市（旧相馬村）、深浦町、中泊町、つがる市、五所川原市、今別町、外ヶ浜町、七戸町、十和田市（旧十和田湖町）、新郷村、五戸町、田子町である。（図表8）
- なお、本県過疎地域における増要因には、公共事業や民間事業者による大型建設事業の従事者の移住も含まれるものと推測される。

過疎地域の区域における都市部からの移住者の増減 図表8
 (H12 国勢調査・H22 国勢調査・H27 国勢調査の移住者数の増減)





出典：総務省「過疎地域の社会的価値に関する調査研究報告書」(H31.3)
 ※過疎地域は、平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村のうち一部過疎地域内の都市部からの移住者の人口増減を含む。
 ※都市部：三大都市圏（首都圏・中京圏・関西圏）及び三大都市圏内を除く大都市

- 本県過疎地域における地域おこし協力隊の受入団体数・隊員数は、年々増加しており、平成30年度では15団体54人となっている。（図表9）



出典：県地域活力振興課調べによる。
 ※過疎地域は、平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含む。

【参考】本県過疎地域における地域おこし協力隊の取組

<p>青森県佐井村 (平成29年度:4名)</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹産業である漁業を将来にわたって存続させるため、就業希望者が経験ゼロからでも円滑に就業できるよう資金給付を行う。 ・就業相談会の開催、漁業現場での研修など、求職者の段階に応じた支援を行うことで、就業と定着を図る。 <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協の正組合員、准組合員としての資格取得。 ・漁業の基礎知識習得のための後継者育成研修の受講、現場での技能・技術習得。 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁師縁組事業における漁業支援員として、活動期間内(最長5年間)での漁業権の取得を認めている。 	<p>青森県田子町 (平成29年度:3名)</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国唯一の漆掻き用具制作の鍛冶職人に弟子入りし技術を保存・伝承する。 <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漆掻き用具制作技術の保存・伝承および情報発信にかかる活動。 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手・後継者不在により消滅の危機にある産業を地域として保存する「継業」の施策により、地域から漆関連の産業が消滅する等の新たな損失を防ぐ取組をしている。 ・隊員は鍛冶職に10年間従事していた経験があり、隊員のスキルと地域協力活動が上手くマッチングしている。 
---	---

出典:平成30年度版過疎対策の現況

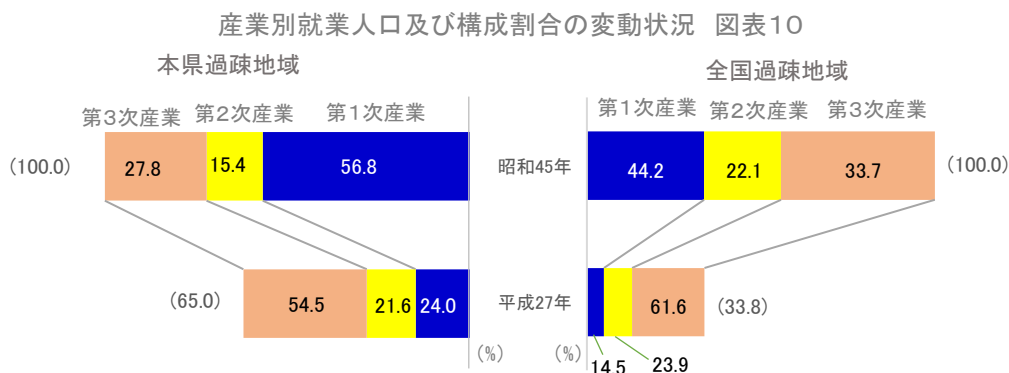
【参考】都道府県別受入隊員数(平成30年度特交ベース)



出典:総務省 HP

④産業の振興

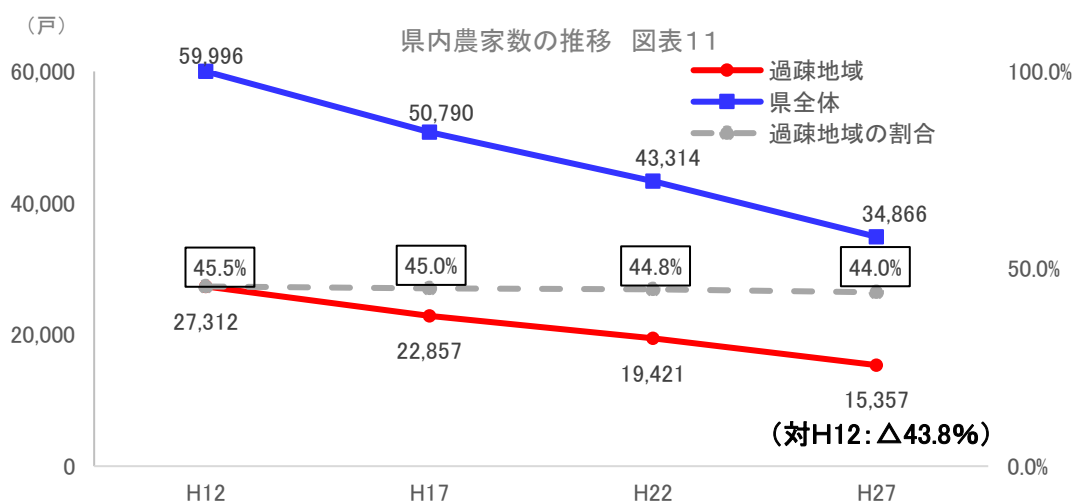
- 昭和45年を100とした時の平成27年の就業人口は、全国過疎地域では全産業において就業者数が減少し、33.8まで減少しているが、本県過疎地域では主に第1次産業就業者の減少により、65.0となっている。(図表10)
- また、産業別構成割合(平成27年)については、全国過疎地域に比べ、本県過疎地域は第1次産業の割合が、9.5ポイント高くなっている。(図表10)



出典:国勢調査
 ※過疎地域は、平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村のうち一部過疎地域内の人口を含む。
 ※全国データは一部過疎地域を含まない。
 ※()は、昭和45年の就業人口を100とした時の指数。

ア 農林水産業

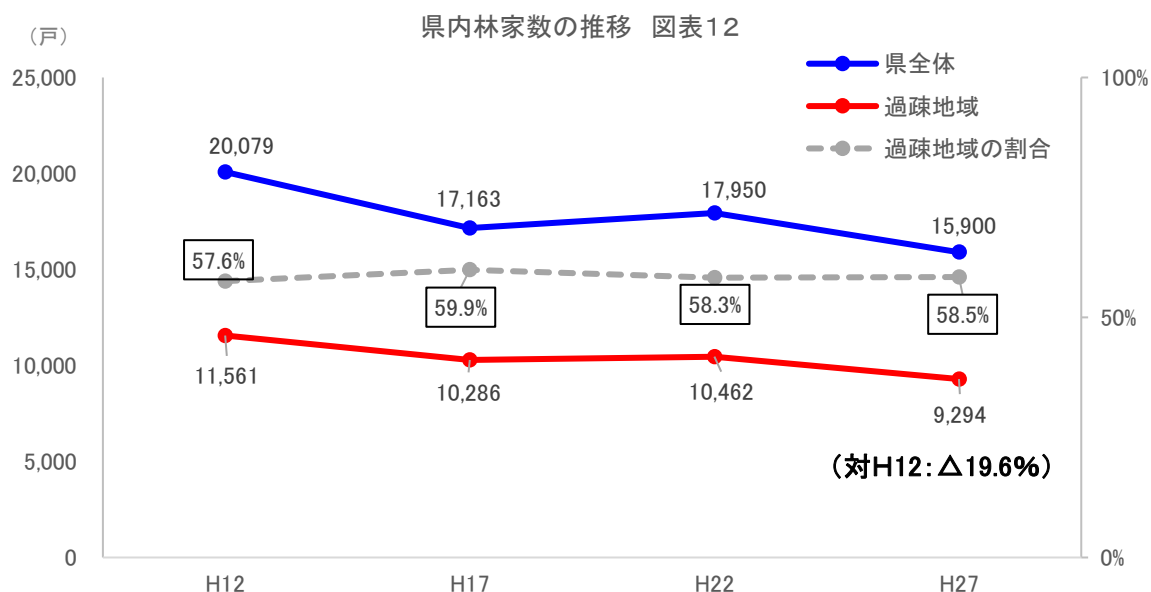
- 本県過疎地域の農家数は、平成12年から平成27年まで43.8%減少しているが、県全体に対する割合は4割以上を維持している。(図表11)



出典:農林水産省「農林業センサス」
 ※過疎地域は、平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村のうち一部過疎地域内の農家数を含む。

- 本県過疎地域の林家数は、平成12年から平成27年までの19.6%減少しているが、県全体に対する割合は約6割を維持し、比較的大きなウェイトを占めている。

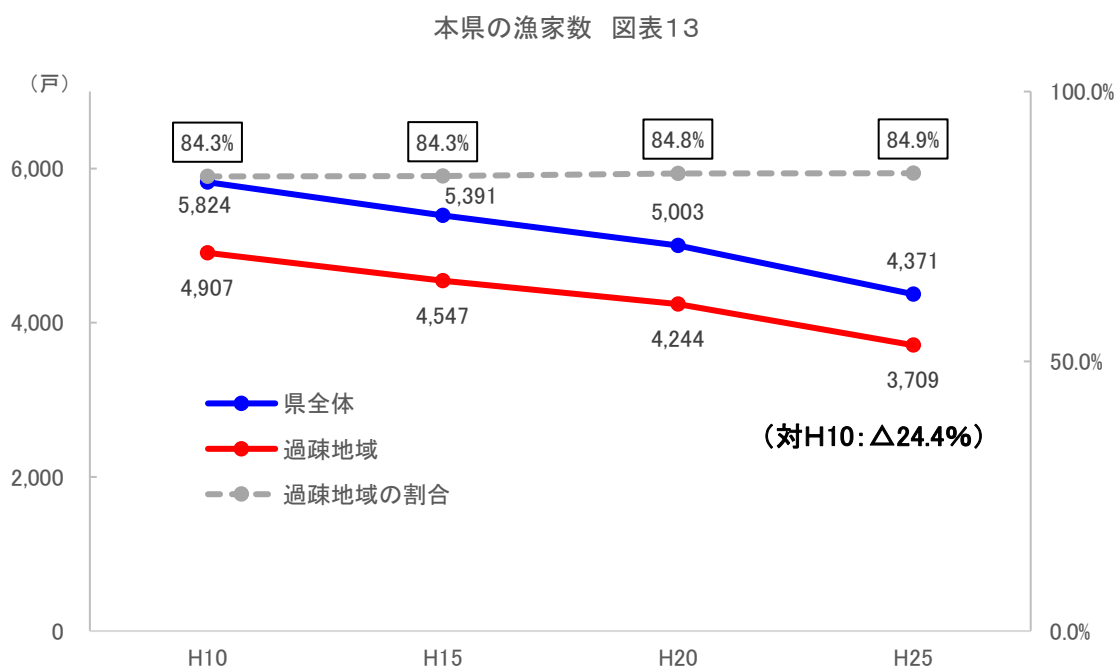
(図表12)



出典: 農林水産省「農林業センサス」(H12、H22)、農林水産省「世界農林業センサス」(H17、H27)
 ※過疎地域は、平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村のうち一部過疎地域内の林家数を含む。
 ※林家とは保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

- 本県過疎地域の漁家数は、平成10年から平成27年まで24.4%減少しているが、県全体に対する割合は8割以上を維持し、大きなウェイトを占めている。

(図表13)



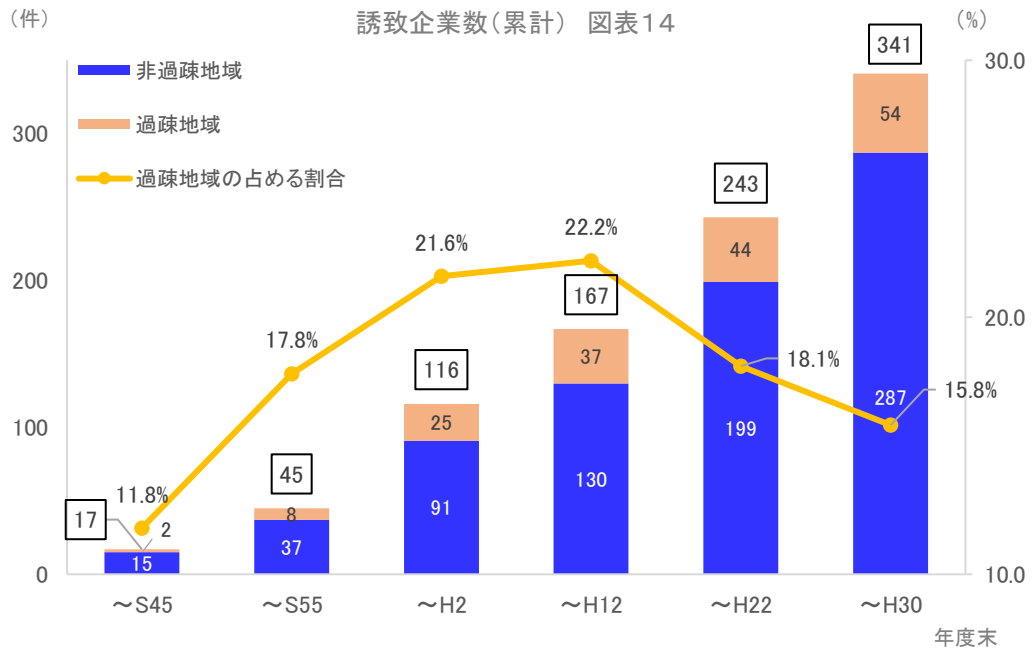
出典: 農林水産省「漁業センサス」
 ※過疎地域は、平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村のうち一部過疎地域内の漁家数を含む。
 ※漁家とは個人で漁業を自営する世帯をいい、専業・兼業いずれも含む。

イ 商工業

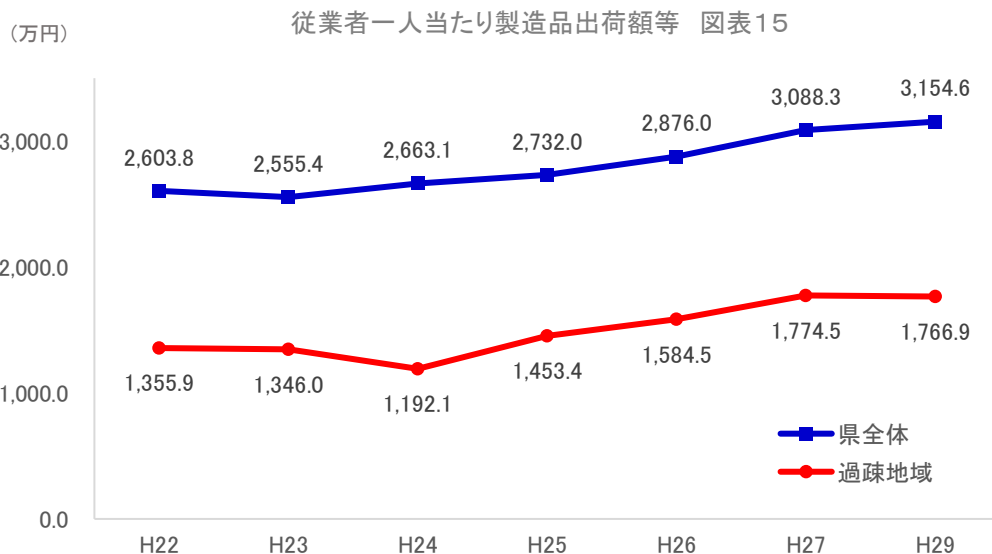
- 本県過疎地域（一部過疎を除く。）の誘致企業数は着実に増加しているものの、県全体の誘致件数に占める割合は平成12年度をピークに低下傾向にある。

（図表14）

- 本県過疎地域（一部過疎を除く。）の従業者数一人当たり製造品出荷額等は増加傾向にあるが、大規模事業所は八戸市、弘前市、青森市の3市にほとんどが集積しているため、依然として県全体と過疎地域との格差は大きい。（図表15）



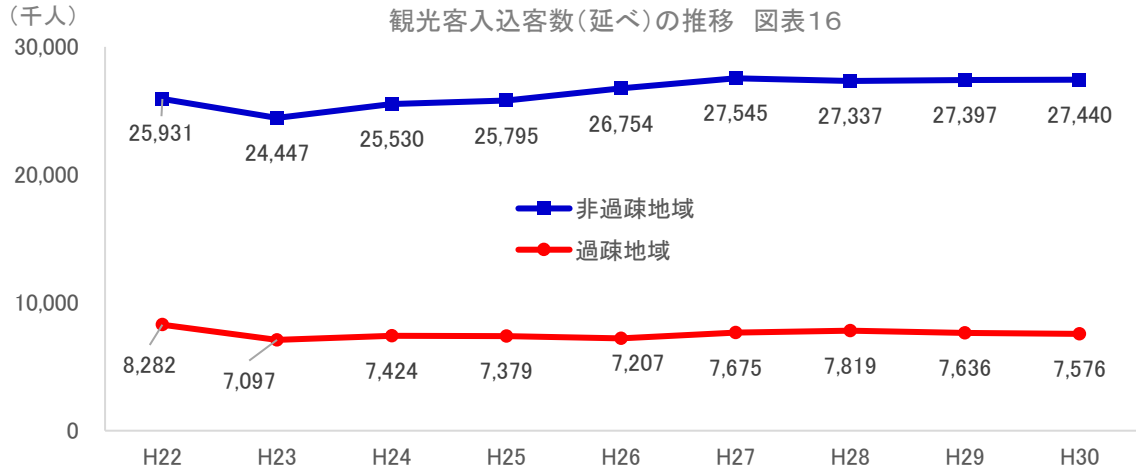
出典：県商工労働部調べによる。
 ※過疎地域は平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。



出典：県商工労働部「青森県の工業」(H22～H27)、経済産業省「工業統計調査」(H29)
 ※過疎地域は平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。

ウ 観光業

- 本県過疎地域（一部過疎を除く。）の観光入込客数は、東日本大震災で大きく落ち込み、その後は北海道新幹線開業効果が一定期間あったものの、震災前の水準まで回復していない。（図表16）



出典: H30 青森県観光入込客統計

※過疎地域は平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。

エ エネルギー産業

- 本県過疎地域においては、太陽光発電、風力発電、水力発電などの再生可能エネルギー施設が立地しており、エネルギーの地産地消、都市へのエネルギーの供給及び地球温暖化対策に大きな役割を果たしている。（図表17）

青森県の主な発電施設 図表17



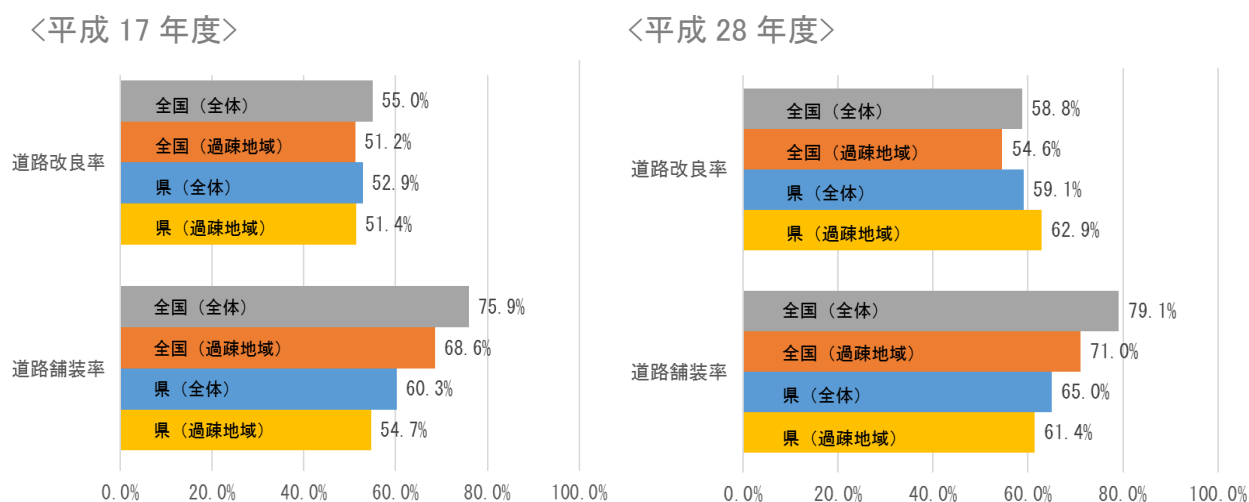
出典: 青森県エネルギー産業振興戦略(平成28年3月策定)

※南部町に「小中島」発電所とあるが、正しくは三戸町に「小中島」発電所が立地している。

⑤道路・交通網の整備

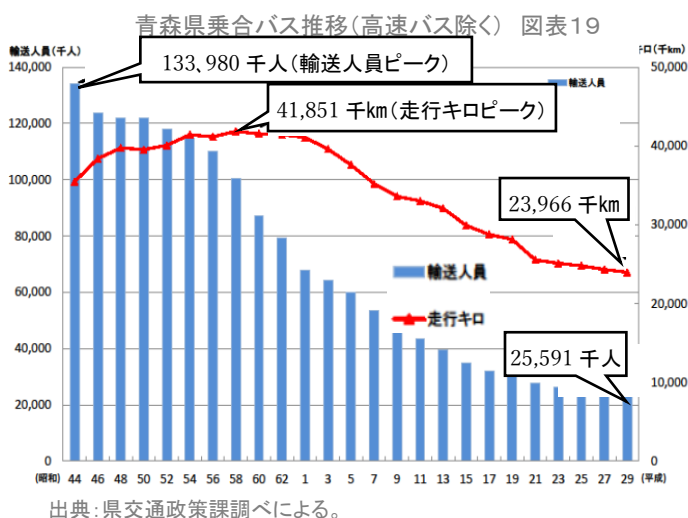
- 本県過疎地域（一部過疎を除く。）の道路整備状況は、道路改良率¹が平成17年度の51.4%から平成28年度には62.9%へ向上し、全国平均及び県全体を上回った。（図表18）
- 一方、道路舗装率²では平成17年度の54.7%から平成28年度には61.4%へ向上しているが、依然として全国過疎地域や本県平均よりも低い状況である。（図表18）

市町村道の整備状況 図表 18



出典 総務省「公共施設状況調」、平成28年度「道路統計年報2017」、「青森県の道路現況」
 ※全国の数値について、平成17年までのデータは総務省「公共施設状況調査」等による。平成22年度以降の「改良率」及び「舗装率」のデータは国土交通省の資料を基に総務省が作成したものである。
 ※道路改良率は車道幅員5.5m未満の道路を含む、道路舗装率は簡易舗装の道路を含む。
 ※過疎地域は平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。

- 本県の路線バス利用者数は、昭和44年度のピーク時から平成29年度までの間、80.9%減少し、路線バスの走行キロ数は、昭和58年のピーク時から平成29年度までの間、42.7%減少している。（図表19）
- 多くの市町村では、生活交通の確保のため独自にコミュニティバス等を運行している。（図表20）



本県のコミュニティバス等の状況 図表20

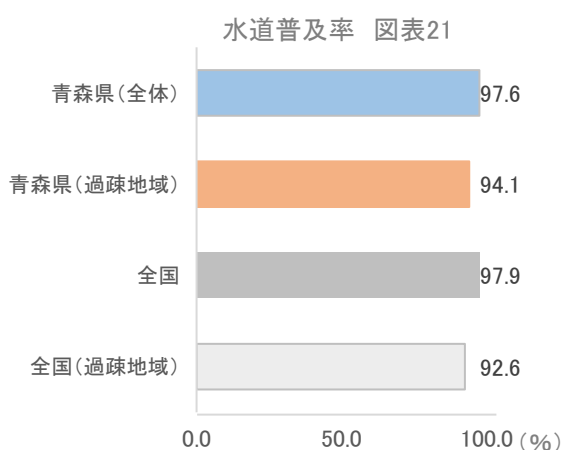
	運行団体の割合
非過疎地域	73% (8団体/11団体)
過疎地域	76% (22団体/29団体)
県全体	75% (30団体/40団体)

出典：県市町村課調べによる。
 ※乗り合いタクシーを含む。
 ※過疎地域は、平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含む。

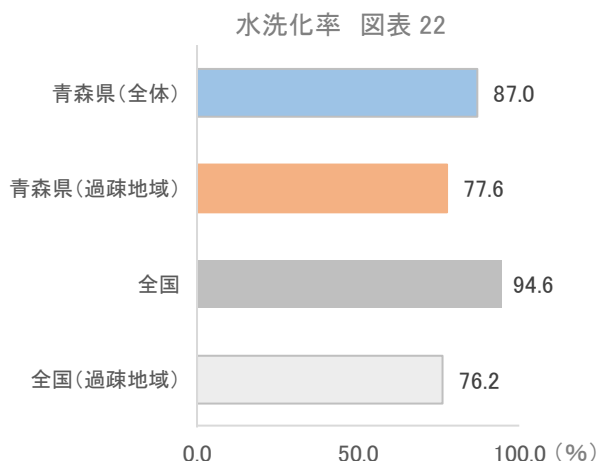
¹ 道路改良率：全道路延長に対する、道路構造令に適合するよう改良された道路（車道幅員5.5m未満も含む）の総延長の比率。
² 道路舗装率：全道路延長に対する、舗装済道路（簡易舗装も含む）の総延長の比率。

⑥生活環境の整備

- 本県過疎地域（一部過疎を除く。）の水道普及率は、県全体・全国と比較しても遜色ない整備状況となっている。（図表21）
- 本県過疎地域（一部過疎を除く。）の水洗化率は、全国過疎地域と概ね同水準であり、県全体や全国と比較すると、低い状況にある。（図表22）



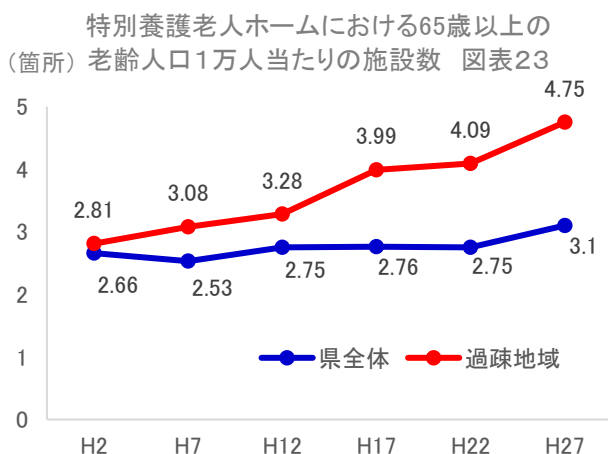
出典：青森県の水道(H30)、日本水道協会「水道統計」(H28)
 ※過疎地域は平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。



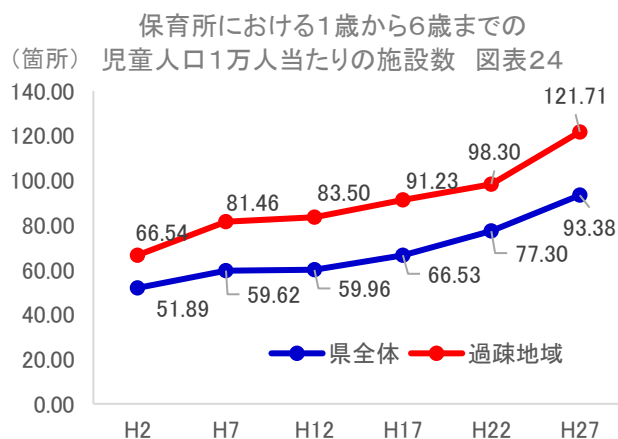
出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」(H28)
 ※過疎地域は平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。

⑦高齢者等の保健・福祉の向上及び増進³

- 特別養護老人ホームの人口1万人当たりの施設数は、平成27年度において、本県過疎地域が4.75箇所、県全体が3.1箇所であり、本県過疎地域が県全体を上回っている。（図表23）
- 児童人口1万人当たりの保育所の施設数は、平成27年度において、本県過疎地域が121.71箇所、県全体が93.38箇所と本県過疎地域が県全体を上回っている。（図表24）



出典：青森県健康福祉関係施設名簿、国勢調査
 ※過疎地域は平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎地域内の人口による。



出典：青森県健康福祉関係施設名簿、国勢調査
 ※過疎地域は平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎地域内の人口による。
 ※H27は認定こども園を含む。 ※公立及び民間の施設を含む。

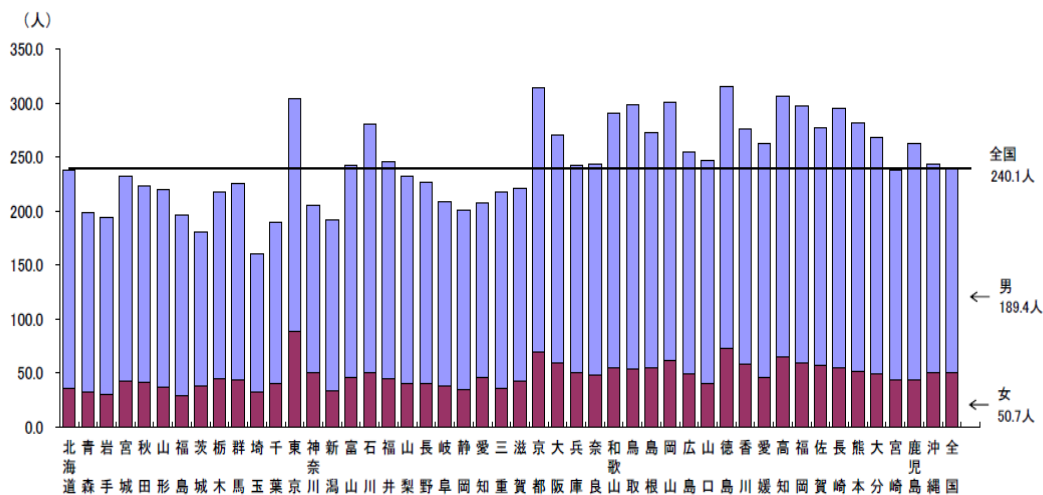
³ 現行法第12条に規定する過疎対策事業債を財源として整備できる施設のうち、同法の過疎対策の目標の一つである「高齢者等の保健・福祉の向上及び増進」に合致する代表的な施設として、特別養護老人ホーム及び保育所の施設数について比較したものである。

⑧医療の確保

- 都道府県（従業地）別にみた人口10万人対医師数は、本県が198.3人となっており、全国と比較すると医師数は少ない状況にある。（図表25）

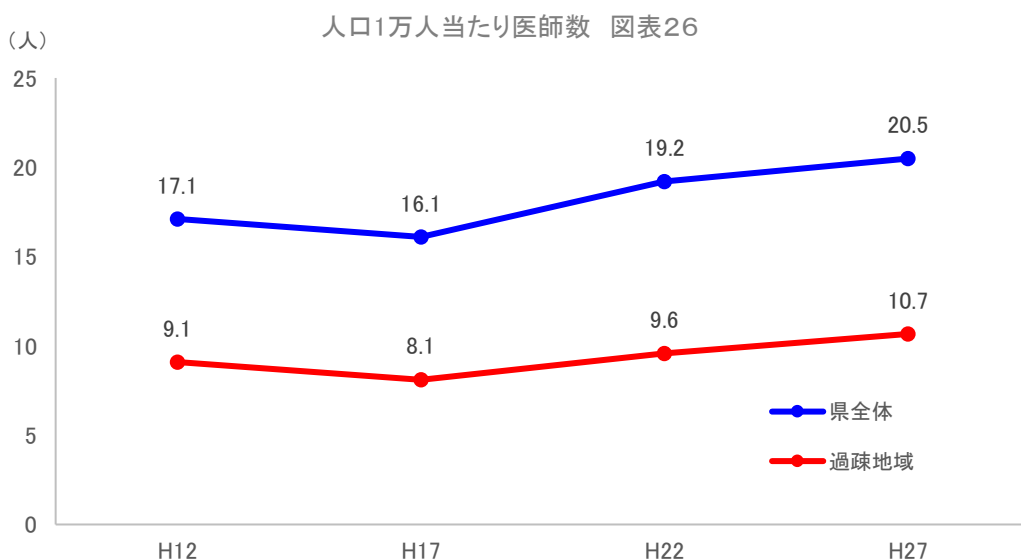
都道府県（従業地）別にみた医療施設に従事する人口10万対医師数 図表25

平成28（2016）年12月31日現在



出典：厚生労働省「平成28年（2016年）医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」

- 人口1万人あたり医師数について、県全体と本県過疎地域（一部過疎を除く。）を比較すると、平成27年度の県全体20.5人に対し、過疎地域10.7人と、引き続き格差がある状況にある。（図表26）



出典：青森県保健年報
 ※過疎地域は平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。

- 本県過疎地域の無医地区⁴等（準無医地区⁵を含む。以下同じ。）数は、平成26年度において25地区となっており、非過疎地域の5地区と比較すると格差が生じている。また、平成26年度を平成21年度と比較すると、本県過疎地域では無医地区等が5地区減少しているが、これは無医地区等の統合が要因であり、実質的な改善は図られていない。⁶（図表27）

青森県における無医地区等 図表27

	平成 21 年度	平成 26 年度
過疎地域	30 地区 (7 市町村)	25 地区 (7 市町村)
非過疎地域	5 地区 (3 市町村)	5 地区 (3 市町村)

出典：県医療薬務課調べによる。

※()は全体に占める無医地区数の割合。

※過疎地域は平成 31 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎地域内の無医地区を含む。

⁴無医地区とは、医療機関の無い地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径 4 k m の区域内に 50 人以上が居住する地域であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区と定義している。（「平成 29 年度版 過疎対策の現況」から抜粋）

⁵準無医地区とは、無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認められた地区と定義している。（「青森県保健医療計画」H30. 4）

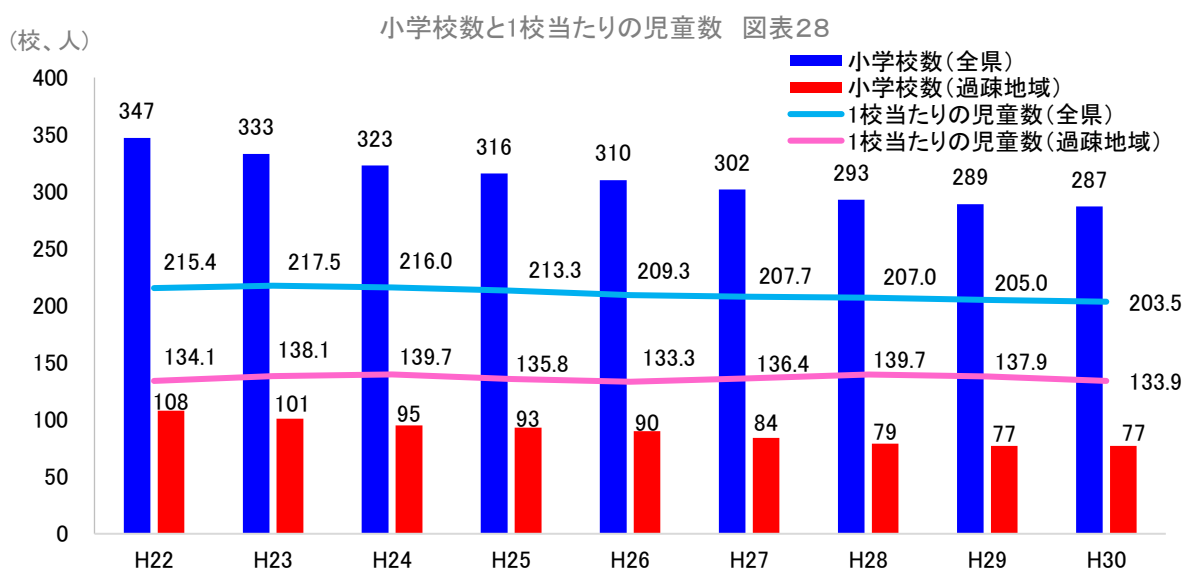
⁶現行法第 16 条第 3 項「国及び都道府県は、過疎地域内の無医地区における診療に従事する医師もしくは歯科医師又はこれを補助する看護師の確保その他当該無医地区における医療の確保（当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなければならない」と規定されている。

⑨教育の振興

- 小学校数は、県全体では、平成22年の347校から平成30年に287校と60校(17.3%)減少した。本県過疎地域(一部過疎を除く。)では、平成22年の108校から平成30年に77校と31校(28.7%)減少しており、過疎地域の減少率は県全体を上回っている。

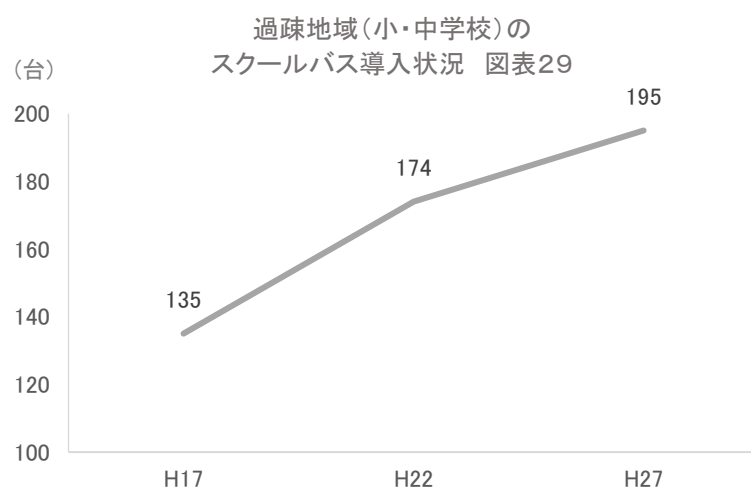
(図表28)

- 過疎市町村では、小学校の統廃合等により、1校当たりの児童数を維持しているが、スクールバスの導入台数は増加しており、スクールバスを導入する過疎市町村は、平成27年度は29団体中28団体となっている。(図表28、29)



出典:学校基本調査

※過疎地域は平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。



出典:県市町村課調べによる。

※過疎地域は平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎地域内のスクールバス台数を含む。

⑩自然環境の保全と地域文化の振興

- 本県過疎地域では、「下北半島のサル及びサル生息北限地」や「北金ヶ沢のイチヨウ」など、多種多様な天然記念物が指定されている。また、世界遺産（自然遺産）が登録されている白神山地は、青森県南西部から秋田県北西部にまたがる原生的なブナ林であり、500種を超える植物が自生し、ツキノワグマやイヌワシ、ヒモカズラ等多くの動植物が生息する貴重な生態系が守られている。（図表30）

青森県における天然記念物及び県天然記念物 図表30

	天然記念物	県天然記念物
過疎地域	5 件	16 件
県全体	6 件	40 件

出典：県文化財保護課調べによる。

※過疎地域は、平成 31 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎市町村を含む。

- 本県過疎地域では、「下北の能舞」や「田子神楽」など、多種多様な無形民俗文化財が指定されており、歴史上又は芸術上価値の高い文化的所産が守られている。（図表31）

青森県における重要無形民俗文化財及び県無形民俗文化財 図表31

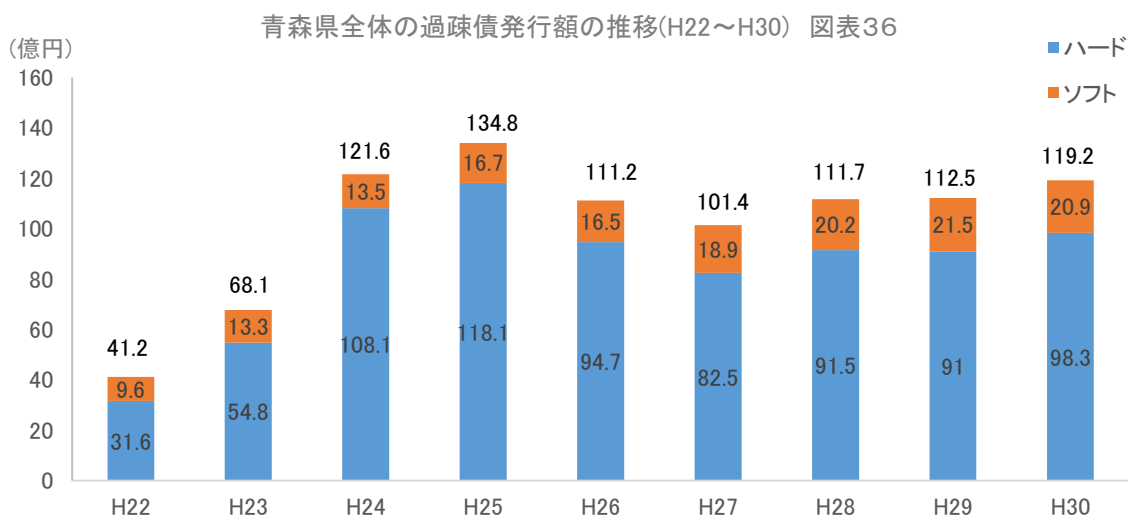
	重要無形民俗文化財	県無形民俗文化財
過疎地域	3 件	26 件
県全体	8 件	54 件

出典：県文化財保護課調べによる。

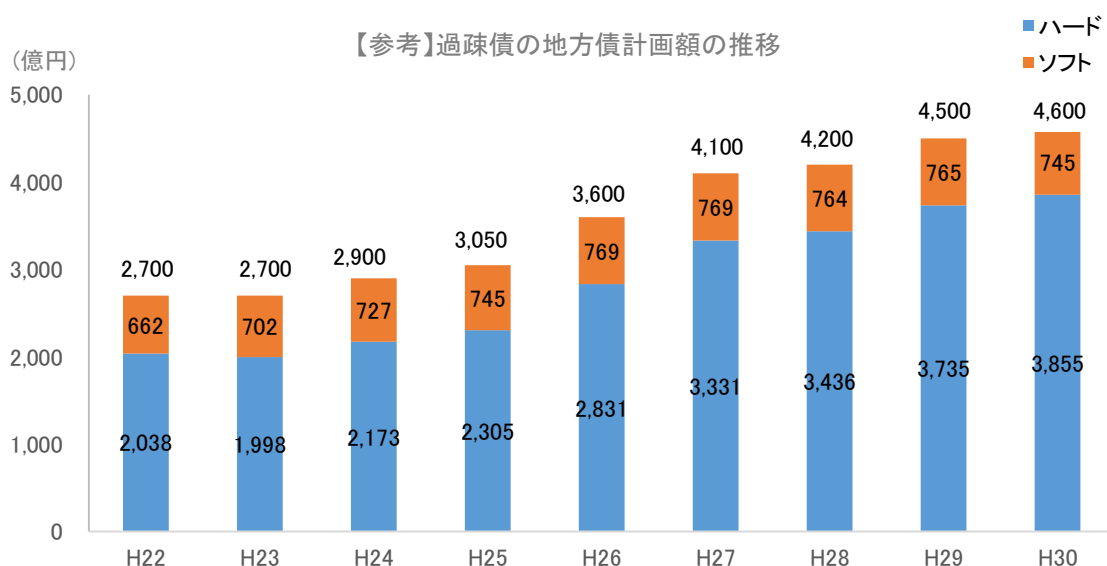
※過疎地域は、平成 31 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎市町村を含む。

イ 過疎対策事業債の発行状況

- 過疎対策事業債（ハード事業）の発行額は、個々の市町村の大規模事業の有無に左右されるが、近年では、概ね90億円前後で推移している。また、過疎対策事業債（ソフト事業⁷）の発行額は、制度が創設された平成22年度は概ね10億円であったが、近年は、概ね20億円前後で推移している。（図表36）
- ハード事業においては、主に生活環境、交通通信・情報化、教育の振興、産業の振興において活用されている。（図表37）
- ソフト事業においては、主に医療の確保、教育の振興、保健・福祉、産業の振興において活用されている。（図表38）



出典：県市町村課調べによる。



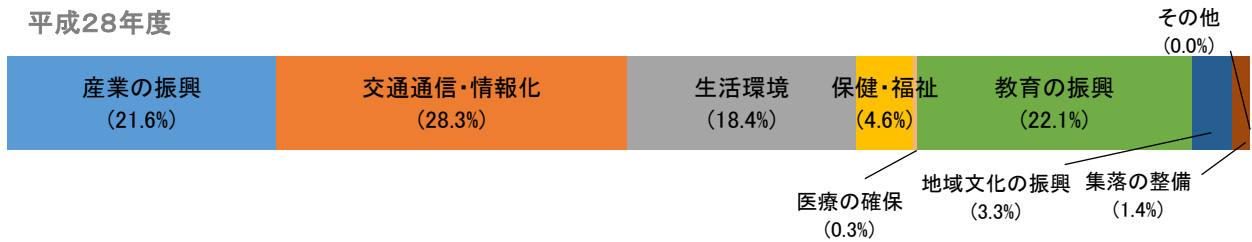
出典：総務省「過疎対策に係る基礎資料」

⁷ 以下を除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象としている。

- ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- ②生活保護法法令に基づき負担が義務付けられている経費
- ③地方債の元利償還に要する経費

青森県全体のハード事業発行実績額内訳 図表37

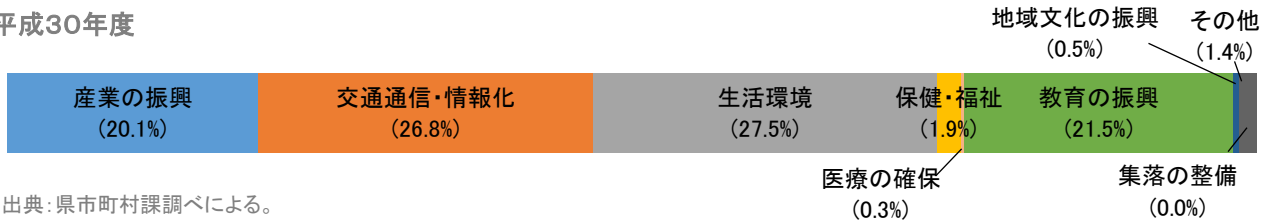
平成28年度



平成29年度



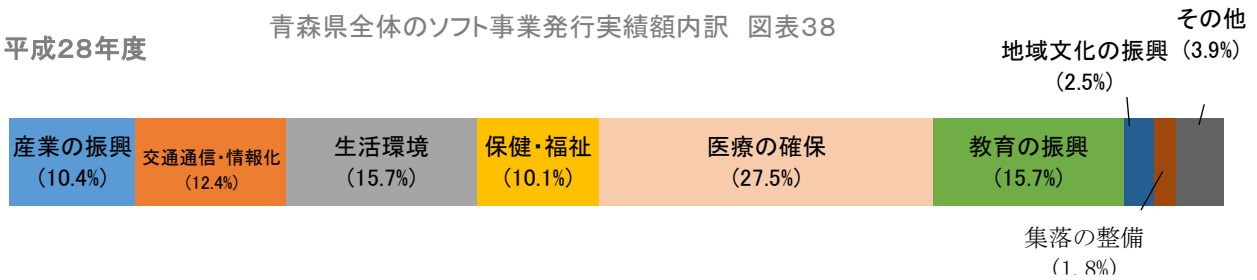
平成30年度



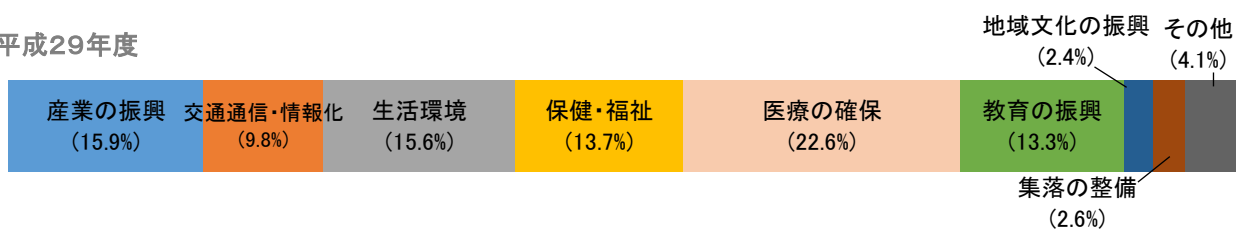
出典: 縣市町村課調べによる。

青森県全体のソフト事業発行実績額内訳 図表38

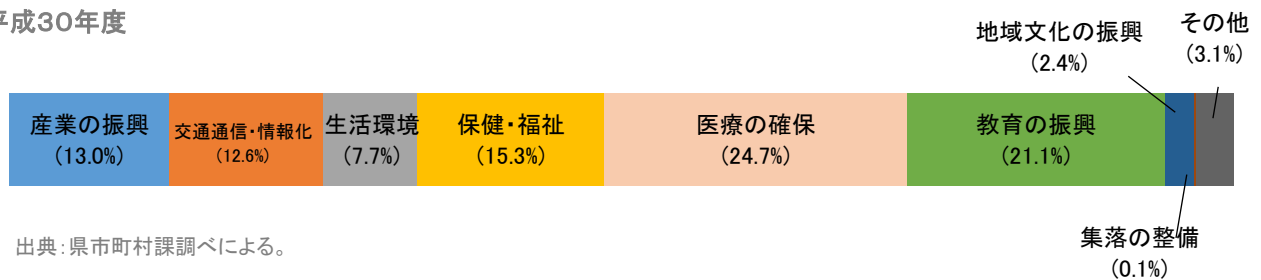
平成28年度



平成29年度



平成30年度



出典: 縣市町村課調べによる。

- 平成 30 年度に実施されたハード事業及びソフト事業の分野別の事例は以下のとおりである。

<ハード事業>

【産業の振興分野】風間浦村「下風呂温泉整備事業」

下風呂地区の二つの浴舎の老朽化が著しく、近年では観光客が減少していることから、廃業した旅館や空き家等を活用し、新たに下風呂地区温泉観光施設を整備することにより、地域の活性化を図った。

【交通通信・情報化分野】今別町「大泊 1 号線外舗装補修工事」

国道 280 号線及び県道 14 号線に接続し、生活道路・通学路として重要な大泊 1 号線は、舗装から数十年が経過していることから、舗装工事を行い、交通安全の確保を図った。

【保健・福祉分野】田子町「保育園移転新設支援事業」

町から社会福祉法人へ移管した保育園の移転新築費を支援することにより、児童福祉の向上を図った。

<ソフト事業>

【産業の振興分野】野辺地町「地域おこし協力隊事業（就農移住関係）」

地域おこし協力隊として、町の特産品である野辺地葉つきこかぶの生産を 3 年間行った後、隊員が独立し生産者となることを奨励することにより、地域農産品の充実、後継者の確保を図った。

【医療の確保分野】五所川原市「医師確保対策事業」

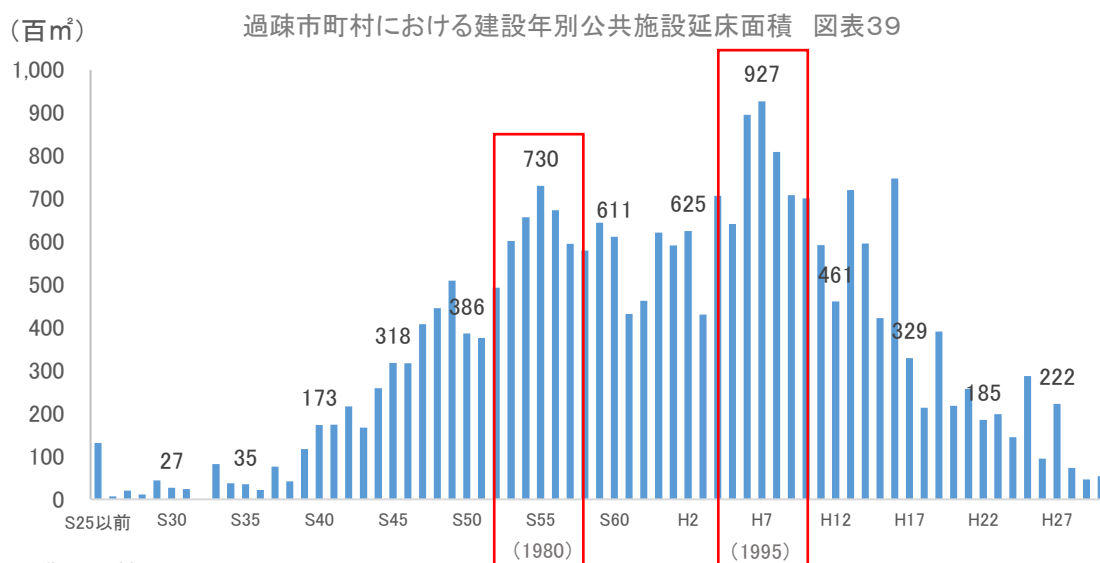
県内でも医師不足が顕著な西北五地域では、今後も質の高い医療サービスの提供を維持していくため、つがる西北五広域連合（五所川原市を含む 2 市 4 町で構成）が実施する医師確保対策に要する経費について負担金を拠出し、勤務医の定着など地域医療の確保を図った。

【保健・福祉分野】西目屋村「こども医療費全額助成事業」

高校 3 年生に相当するまでの者を対象に、入院費等を含む医療費を全額助成（所得制限なし）することにより、住民の医療環境の充実を図った。

ウ 公共施設等の建築年別の推移

- 本県過疎市町村（一部過疎を除く。）における公共施設⁸の建設は、昭和55年前後が1度目のピーク、平成7年前後が2度目のピークとなっており、これから大量に更新時期を迎える。（図表39）



出典：市町村課調べによる。

※過疎地域は、平成31年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。

⁸ 公共施設とは、地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。例として、学校教育施設、医療施設、社会教育施設、保健・福祉施設、スポーツ・レクリエーション施設等があげられる。

(2) 現状等から考察される課題

① 人口・移住等

本県過疎地域では、社会減に加え、自然減の増加により、依然として人口減少に歯止めがかからず、非過疎地域を上回って人口減少が進行している。こうした状況をふまえ、これまで地域おこし協力隊の受入を行うなど、移住対策に取り組んできたところである。一方で、他道県と比較すると地域おこし協力隊の活用数が少ないことや、移住者の住まい探し等を総合的に支援するコーディネーターが不足していることなどが課題となっている。

② 産業の振興

本県過疎地域では、これまで産業の振興を特に重視して過疎対策に取り組んできたところである。一方で、人口減少及び少子高齢化の進行により、後継者不足や労働力不足、主に農林水産業における生産性の向上・高付加価値化が課題となっている。また、農林水産物の生産基盤を守るための耕作放棄地対策、磯焼け対策、鳥獣被害対策のほか、継業時の規制緩和等も課題としてあげられる。

③ 道路・交通網の整備

本県過疎地域の道路インフラについては、県全体や全国と若干の格差があるものの、着実に整備が進んできたところである。一方で、今後は老朽化への対応が課題となっている。また、高齢者等の買い物、通院時の移動手段の確保のための路線バス事業者への補助やコミュニティバス等の運行など、交通手段を確保する取組が行われているが、利用者数の減少や行政の財政負担増加が問題となっており、持続可能な地域交通への再編が課題となっている。

④ 生活環境の整備

本県過疎地域の上下水道インフラについては、県全体や全国と若干の格差はあるものの、着実に整備が進んできたところである。一方で、今後は人口減少による料金収入の減少や老朽化への対応が課題となってくる。また、空き家の増加により、防災力の低下や景観の悪化が懸念されており、空き家の除却等も課題としてあげられる。

⑤ 医療の確保

本県過疎地域では、病院や診療所の整備・運営、無医地区等での巡回診療、へき地診療所等への医師派遣などに取り組んでいるところである。一方で、慢性的な医師不足が続いており、医師を含む医療技術者の確保や自治体病院の経営改善が課題となっている。

⑥ 教育の振興

本県過疎地域においては、学校の適正配置等により、1校当たりの児童数は維持してきたところである。一方で、少子化の進行により、今後とも通学をはじめとした教育環境への影響が懸念されるほか、廃校舎の活用、廃校による地域の衰退が課題となっている。また、住民主体の地域づくりに向けた意識醸成、交流の場づくり等が課題としてあげられる。

⑦ 市町村の財政状況等

本県過疎市町村は、これまでも財政健全化に取り組んできたが、自主財源に乏しく、財政基盤が脆弱であることから、少子高齢化や人口減少の進行により生じる各分野の行政ニーズへの対応や公共施設等の老朽化への対応が課題となっている。また、限られた職員数で多様な行政ニーズに対応していくためには、行政事務の効率化や住民との協働等も必要になってくる。

3 今後の過疎対策について

(1) 過疎地域の役割と過疎対策の必要性

過疎地域は、人口減少の進行に伴い、様々な課題を抱えているが、豊かな自然や歴史・文化を有する地域として、そこに住む人々の暮らしを支えてきた。

また、過疎地域は、地域住民の暮らしを支えるだけでなく、都市部に対しても「食料・水・エネルギーの供給」「自然環境の保全による災害や温暖化の防止」「いやしの場」「都市とは異なるライフスタイル」などを提供してきた。

近年、台風・豪雨等の深刻な自然災害が多発している状況を踏まえると、過疎地域の農地や山林等が持つ防災・減災機能は一層重要となっている。

本県過疎地域は、津軽海峡や陸奥湾など4つの海域、白神山地のブナや津軽・下北半島のヒバなどの森林、十和田湖・奥入瀬溪流や十三湖などの湖沼・河川のほか、多種多様な動植物など、豊かな自然に恵まれ、コメ、リンゴ、ナガイモ、ニンニク、ホタテ、イカ、マグロ、ヒバ材など本県を代表する農林水産物の生産地として、基幹産業である農林水産業の発展・成長にも密接に関わっており、地域経済の循環や都市に対する「食」「いやしの場」の提供等に大きな役割を果たしている。

過疎地域がこのような役割を果たすことが、都市を含めた国民全体の暮らしに貢献することから、今後も、国・県・市町村が連携して過疎対策を着実に実施することが必要であり、これは、「『生業』と『生活』が好循環する地域」をめざす姿に掲げた「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦 支え合い、共に生きる」の推進にも寄与するものである。

以下では、今後の過疎対策に求められる視点と、国に期待される支援イメージを整理した。まず過疎地域に魅力を感じる人材の確保に関し「①移住・定住の促進や関係人口の拡大」という視点を設けた。次に定住するための生業と生活に関し「②多様な雇用の創出」「③革新的情報技術を活用した課題の解消」という視点を設けた。そして支え合い共に生きるため「④住民主体の地域づくりと人材育成」、豊かな自然環境・地域文化に関し「⑤里地里山里海とこれが育む地域文化の保全と活用」と続けた。最後に、過疎対策を住民に一番身近な行政として住民に寄り添い支える市町村に関し「⑥過疎市町村の行財政基盤の強化」という視点を設けた。

(2) 今後の過疎対策の視点

① 移住・定住の促進や関係人口の拡大

県では、これまでも移住による定住人口の増加を図るための取組を実施してきた。今後、過疎地域の担い手不足に対応するためにも、移住希望者が求める医療、子育て、教育、住宅等の生活環境を充実させるとともに、その情報を的確に移住希望者に届けるための仕組みづくりや、地域おこし協力隊をはじめとした既存事業の有効活用を促進することが重要である。また、移住後の支援として、地域住民と移住者の情報交換や相談といった交流の場づくりの充実・強化も必要である。

その他、長期的な定住人口でも短期的な交流人口でもない、地域外から継続的に地域と関わる者である関係人口が、地域の新たな担い手として期待されているところであり、地域との多様な関わり方を創出していくことが必要である。



出典：第2回青森県過疎対策研究会基調報告「食を通して人と人をつなぐコミュニティカフェの取り組み」より、でるぞれ農園の収穫体験



出典：地域活力振興課より提供、青森県地域おこし協力隊活動報告会(R2.2.20)

<国に期待される支援のイメージ>

- 集落再編整備のための住宅整備事業に係る過疎債の充当率引き上げ
【現行制度：充当率 75%】
- 地域おこし協力隊の特別交付税措置の拡充及び対象者の要件緩和
【現行制度：隊員一人当たり上限 400 万円（令和 2 年度から 440 万円）
地域おこし協力隊の募集等に要する経費／自治体当たり 200 万円
対象者要件／生活の拠点を 3 大都市圏をはじめとする都市地域等
から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票
を異動させた者】
- 関係人口創出・拡大に取り組む市町村へ特別交付税措置

② 多様な雇用の創出

本県では、地域において魅力ある「しごと」をつくり、多様な雇用を生み出し、そこで生まれた収入を地域経済の中でしっかりと回す仕組みづくりを進めており、過疎地域においては、基幹産業である農林水産業が多様な雇用を生み出すけん引役として、成長を続けることが期待される。これまでの過疎対策により、農地等の生産基盤の強化や物販・観光施設等の収益施設の整備・充実が図られたが、今後は、担い手不足や耕作放棄地の増加など近年深刻化する課題への対応が必要である。

また、ICT環境の整備や働き方改革の推進等により、都市にはない自然環境やゆとりある空間で仕事をする方が豊かであるという価値観が生まれており、全国の過疎地域では、起業・創業の促進やサテライトオフィスの整備等により新たな雇用を生み出している地域もあり、本県過疎地域でもこうした取組を進める必要がある。



出典：田子町より提供、にんにくオリジナル種子増殖事業風景



出典：三戸町より提供、サテライトオフィス風景

<国に期待される支援のイメージ>

- 都市部の本社機能の地方への移転・拡充を促進する新たな支援制度の拡充・強化（移転先までの距離に応じた優遇制度の創設など）
- 特定地域づくり事業推進法に基づく担い手不足に係る支援（事例の提供等）
- 地方税の課税免除等に係る減収補填措置及び事業用設備等に係る特別償却の対象業種の拡充

【現行制度：地方税の課税免除等に係る減収補填措置の対象

- 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、個人が行う畜産業、水産業
- ：事業用設備等に係る特別償却の対象
- 製造業、旅館業、農林水産物等販売業】

③ 革新的情報技術を活用した課題の解消

国では、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会として、Society5.0⁹の実現をめざしており、例えば、交通分野では自動運転による無人バスの運行やドローンによる物・人の配送、医療分野ではインターネットやAI¹⁰による遠隔医療、農業分野ではトラクターの自動運転やドローンによる農薬散布など、ICT¹¹を活用した実証実験が行われているところである。また、全国では通信ネットワークの発達により、首都圏から地方に拠点を移転する企業やテレワークを導入する企業がある。

本県過疎地域においては、担い手不足に起因した過疎地域の課題や地理的な格差の解消を図るため、革新的情報技術を活用した医療・生活交通・教育の確保を図るとともに、スマート農業・漁業、テレワーク等による若者、女性、高齢者など誰もが働きやすい環境を整備することが必要である。



出典：総務省「教育 ICT ガイドブック Ver.1」より、テレビ電話機能を使った遠隔協働学習



出典：「IoT や AI が可能とする新しいモビリティサービスに関する研究会」事務局「中間整理を踏まえた調査結果報告 (H31.4.8)」より、福岡県北九州市「自動運転バスの公道による技術実験」風景

<国に期待される支援のイメージ>

- 高度通信情報基盤整備に係る支援
- 無人運転バスや遠隔診療等、ICT 関連の先進事業者と市町村のマッチング
- ICT 関連の先進事業の定着を図る支援

⁹ Society5.0:狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く第5の社会を意味する。

¹⁰ AI: 人工知能 (Artificial Intelligence)

¹¹ ICT: 情報通信技術 (Information and Communication Technology)

④ 住民主体の地域づくりと人材育成

過疎地域では、交通や買い物、食事などの生活サービスの低下や地域コミュニティの機能低下が懸念されており、地域住民の安心・安全な暮らしを守るためには、行政だけでなく、地域住民やNPO等地域の多様な主体が当事者意識を持ち、地域課題を共有して、課題解決に参画することが重要である。

そのためには、多様な主体をコーディネートする中間支援組織¹²の設立や集落支援員¹³の活用、地域づくりをけん引するリーダーの育成、次世代を含めた地域住民の意識醸成等が求められており、産学官金が協力して推進する必要がある。

また、本県では、集落営農組織など地域の農林水産業の中核を担う経営体が、経営の効率化や多角化、多様な業種・産業との連携等によって地域資源を有効に生かす経営活動を展開することで、収益と雇用を生み出すとともに経営を継承し、継続的・自立的に農山漁村の社会や、経済を支えていく「地域経営」を推進しており、こうした取組をソーシャルビジネスの領域まで拡大していく必要がある。



出典：第2回青森県過疎対策研究会基調報告「住民による主体的な地域づくり」への取組み経過事例より、三戸町第1回駅前しゃべり場



出典：むつ市より提供、わきのさわ温泉湯好会

<国に期待される支援のイメージ>

- 地域経営体の法人化後の課税減免
- 中間支援組織の立ち上げに係る経費及び活動経費の補助
- 集落支援員の特別交付税措置の拡充

【現行制度：支援員一人当たり 350 万円（令和 2 年度から 395 万円）

※他の業務との兼任の場合一人当たり 40 万円】

¹² 中間支援組織：協働を推進する上で、市民と市民、市民と行政、行政と企業などの間に立ち、パイプ役として、組織がもつノウハウやネットワーク、情報などを活用して中立的な立場でそれぞれの活動を支援する組織。

¹³ 集落支援員：地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施するもの。

⑤ 里地里山¹⁴里海¹⁵とそれが育む地域文化の保全と活用

本県の過疎地域は、農地のほかに森林、海、川、湖などの豊かな自然を有し、里地里山里海に暮らす人々が、それらを適切に管理することで、食料だけでなく、水源の涵養、国土の保全、快適な環境の形成、保健・レクリエーション、文化の継承と多様性の保存、生物多様性の保全、地球温暖化の防止などに重要な役割を担っている。

特に本県過疎地域においては世界遺産白神山地や、三方を海に囲まれ織りなされる多彩な海岸線など、魅力ある自然が豊富に存在し、これらの自然や景観が青森の文化を育んできた礎であることから、これらを守り、育て、創ることが求められる。

近年、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、磯焼け¹⁶、野生鳥獣被害、生物の生息環境の悪化・消失、農山漁村の伝統的な地域文化の担い手不足などが問題となっているが、過疎地域が担っている多面的・公益的機能を適切に発揮するためには、都市と農山漁村との共生・交流を進め、里地里山里海の価値を認識してもらうとともに、多様な主体が協働して、身近な里地里山里海とそれが育む地域文化の保全と活用に取り組む必要がある。



出典：今別町より提供、今別町の荒馬（無形民俗文化財）



出典：風間浦村より提供、磯焼け対策作業風景

<国に期待される支援のイメージ>

- 森林を整備するための農山漁村地域整備交付金（林道改良事業（幹線））の採択要件緩和
【現行制度：1か所の事業費900万円以上、利用区域面積200ha以上】
- 磯焼け対策における水産多面的機能発揮事業交付金の地方負担軽減
【現行制度：国（70%）、地方負担（30%のうち県15%、市町村15%）】
- 森林環境譲与税を活用した森林保全事業への支援（事例の提供等）

¹⁴ 里地里山：原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。

¹⁵ 里海：人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域。

¹⁶ 磯焼け：海藻の極端な減少によって海藻を餌とする生物の減少が生態系全体に波及し、漁獲量が激減するなどして漁村が疲弊すること。

⑥ 過疎市町村の行財政基盤の強化

財政基盤が脆弱な過疎市町村は、今後も人口減少が見込まれる中、総合的な過疎対策を実施し、質の高い行政サービスを継続していく必要があるほか、更なる高齢化への対応や今後大量に更新時期を迎える公共施設等の維持管理等に適切に対応していくためには、行財政基盤の充実・強化が必要である。

また、限られた職員体制で増加する行政需要に対応していくためには、ICT等の情報技術を活用する必要があるほか、単独の自治体での対応にも限界があることから、周辺自治体との連携等による効率的かつ効果的な行政運営を推進する必要がある。

<国に期待される支援のイメージ>

ア 過疎対策事業債について

- 過疎対策事業債総額の増額
- 社会インフラや公共施設等の老朽化を踏まえた対応（除却の追加）
- 財政力指数指定要件の緩和によるソフト債限度額の拡充

イ 地方交付税について

- 過疎団体の実情を踏まえた地方交付税の算定（密度補正の拡充等）

ウ 行政の連携・広域化に関する支援

- 行政区域をまたいだ公共施設のスリム化、地方公営企業の広域化、行政サービスの統合等に関する支援
- 定住自立圏構想及び連携中枢都市圏構想に基づき実施する広域連携事業に関する支援（特別交付税上限引き上げ）

【現行制度：上限 1,500 万円】

(参考資料)

青森県過疎対策研究会設置要領

(目的)

第1 過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末に失効期限を迎えることを見据え、本県過疎地域の現状及び課題を整理するとともに、本県の実情に即した新たな過疎対策の検討を行うため、青森県過疎対策研究会（以下、「研究会」という）を設置する。

(検討事項)

第2 研究会は、次の事項について調査、検討等を行う。

- (1) 本県の過疎地域の現状及び課題に関する事項
- (2) 本県の実情に即した新たな過疎対策に関する事項
- (3) その他座長が必要を認める事項

(組織)

第3 研究会は、別紙の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、この研究会の目的が完了するまでとする。

(運営)

第4 研究会に座長を置き、市町村課長が座長を予め指名する。

- 2 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- 3 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。

(事務局)

第5 研究会の事務は、青森県総務部市町村課及び全国山村過疎地域振興連盟青森県支部が共同して行う。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、研究会の運営等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年7月16日から施行する。

別紙（第3関係）

青森県過疎対策研究会 委員名簿

氏名	所属・役職名
いわぶち けん 岩渕 健	今別町 企画財政課長
かまた ひさし 鎌田 寿	五所川原市 企画課長
きのした ひろみ 木下 弘美	風間浦村 企画政策課長
こぐれ ゆういち 木暮 祐一	青森公立大学経済経営学部 准教授
しぶや なおこ 澁谷 尚子	企業組合でる・そーれ
たけがはら あきら 竹ヶ原 公	NPO 法人ひろだいいりサーチ 理事長
はしもと くにお 橋本 邦夫	野辺地町 地域戦略課長
ふくだ ひろみ 福田 博実	田子町 総務課長
ふじさき ひろゆき 藤崎 浩幸	弘前大学農学生命科学部 教授
みかみ しん 三上 眞	西目屋村 総務課長

（委員は五十音順、敬称略）

青森県過疎対策研究会の経過

第1回 令和元年7月29日

- ・新たな過疎対策に関する国の動き
- ・本県の過疎地域の現状と課題

第2回 令和元年9月13日

- ・委員の基調報告
木暮委員「ICTによる過疎地域の課題の解決について」
澁谷委員「食を通して人と人をつなぐコミュニティカフェの取り組み」
竹ヶ原委員「住民による主体的な地域づくり」への取り組み経過事例
- ・今後の過疎対策について意見交換

第3回 令和元年10月11日

- ・委員の基調報告
木暮委員「ICTによる過疎地域の問題解決について
農林水産業及びテレワークの活用といった観点から」
- ・報告書（素案）

報告書（素案）意見照会 令和元年12月17日～令和2年1月10日

- ・全過疎市町村に対し実施

第4回 令和2年2月20日

- ・報告書（案）

過疎対策研究会における委員の意見等一覧表

分野	対策視点	ア 移住・定住の促進や 関係人口の拡大	イ 多様な雇用の創出	ウ 革新的情報技術を活用 した課題の解消	エ 住民主体の地域づくり と人材育成	オ 国地産山国産とそれが育む 地域文化の保全と活用	カ 通商市町村の行財政 基盤の強化
移住の状況		<ul style="list-style-type: none"> ○地域おこし協力隊の応募がない ○大学生のインターンシップ受入れや町の魅力発信などで、移住定住の促進に取り組んでいる ○特産品を活用したイベントや移住者への補助制度で人口減少が緩和している 					
産業の振興		<ul style="list-style-type: none"> ○移住で問題は継業の規制、住処の規制ではないか ○他地域から後継者が来やすい仕組みが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○本県の強みである一次産業を生かしていくことが本県らしいあり方 ○1次産業の後継者不足をどう解消していくか、地道な取組が必要 ○農林水産業で地域住民が新たな取組を行っており、成功体験を得られれば光が昇ってくる ○後継者、担い手の確保が大きな課題 	<ul style="list-style-type: none"> ○オフィス系の事務仕事は、ほとんどテレワークが可能 ○本県の強みである農業とICTとのつながりを示すべき 		<ul style="list-style-type: none"> ○確掛け対策等、沿岸漁業面の対策も重要 ○基幹産業である農業の後継者確保に行政がしっかりと取り組む必要 ○鳥獣被害も大きな問題 	
道路・交通網の整備				<ul style="list-style-type: none"> ○条件が不利な地域の格差を埋める手段が、情報技術の活用である ○交通分野の課題に先端技術が活用できる(自動運転、ドローン等) 			<ul style="list-style-type: none"> ○路線バスの維持が必要 ○経費面を考慮しコミュニティバスを導入 ○道路・公共施設等の劣化が進行しており、長寿命化等への支援が必要
生活環境の整備		<ul style="list-style-type: none"> ○移住者に対する住まい探しのためのコーディネートが必要 					<ul style="list-style-type: none"> ○現状では、空き家対策には行政が手を出しづらい ○人口減少対策に対応した、生活インフラの整備も重要
医療の確保				<ul style="list-style-type: none"> ○医師分野の課題に先端技術が活用できる(遠隔医療など) 			<ul style="list-style-type: none"> ○医師確保が必要
教育の振興				<ul style="list-style-type: none"> ○ICTを教育に活用する場合、指導者の教育といったソフト面の支援も必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○高校の廃止で町の活力がなくなることを危惧 ○今後は地域人材の育成が重要 ○地域課題の解決に向けて、住民主体となるような意識醸成が必要 ○「拠点(場)づくり」と「交流」が重要 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校の統合により、スクールレサの専任・運行経費が負担 ○小規模校の維持が困難になれば、異なる行政区域での学校統合も考える必要がある
自然環境の保全と地域文化の振興						<ul style="list-style-type: none"> ○漁業の営みと地域の伝統には強いつながりがある 	
市町村の財政状況等					<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティの維持などに集落間の格差が出てきている ○行政職員が減る中、地域住民の参画が必要 ○行政依存が財政を圧迫、地域住民が何ができるか考えながら、行政とともに進めていく時代 ○人口減少で地域コミュニティの維持が不安 ○行政と住民だけでは進まないときは、民間企業や大学などをコーディネートして活用すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の統廃合が必要だが、財政基盤が弱い ○権教の自治体が行う方がよい事業を整理していきたい ○行政のデジタル化もICTの活用で活用できることがある ○職員が離れていく中で、仕事の効率を上げるには、ICTの活用を地方から実践し、仕事のやり方を根本的に変えていく必要 	

過疎関係市町村及び都道府県における過疎対策の実施状況調査結果 (青森県分)【抜粋】

調査概要

(1) 調査主体

総務省

(2) 調査の趣旨及び目的

過疎法の期限が令和3年3月末に迫る中で、過疎関係市町村及び都道府県におけるこれまでの過疎対策を振り返るとともに、過疎対策の実況を把握し、今後の過疎対策のあり方を検討するため。

(3) 調査の対象

全過疎関係市町村(817団体)及び全都道府県
※青森県29市町村対象

(4) 調査の方法・時期

方法：関係都道府県を通じて全過疎関係市町村に調査票をメールにて送信、
都道府県取りまとめの上、メールにて回収

時期：平成30年6月21日～平成30年7月31日

(5) 回収状況

- ・過疎関係市町村817市町村中812市町村
(青森県29市町村中29市町村回答)
- ・47都道府県中47都道府県

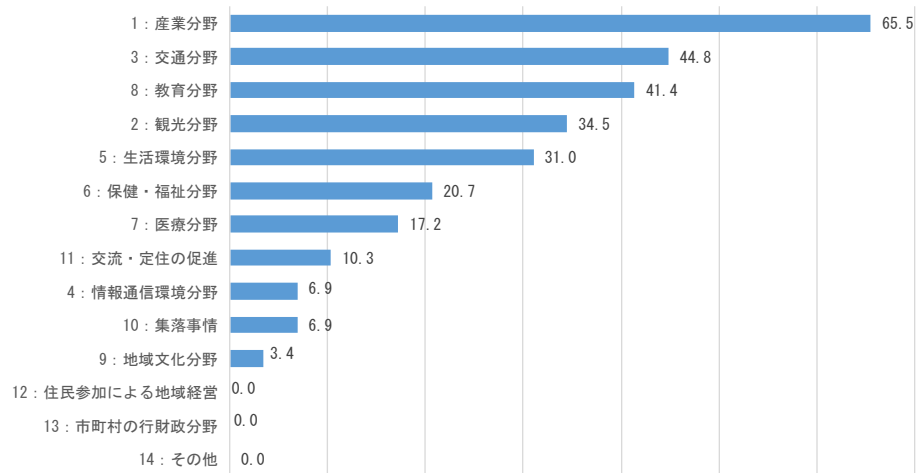
調査項目

- ①平成22年度以降特に重視して取り組んできた事業分野
- ②現在の過疎地域の状況について
- ③過疎地域自立促進計画について
- ④過疎対策事業債について
- ⑤都道府県による道路・公共下水道の代行整備制度について
- ⑥医療の確保について
- ⑦高齢者の福祉の増進について
- ⑧交通の確保について
- ⑨情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について
- ⑩教育の充実について
- ⑪地域文化の振興等について
- ⑫農地法等による処分についての配慮
- ⑬国有林野の活用
- ⑭今後重点的に対策が必要だと考えることについて
- ⑮都道府県に求める役割
- ⑯国に求める役割
- ⑰過疎対策の必要性

①特に重視して取り組んできた事業分野

平成22年度以降（※）に過疎対策を実施・推進する上で、特に重視して取り組んできた事業分野（3つ以内で選択）

※平成26年度以降の過疎法改正で新たに過疎地域となった団体については、過疎地域として追加された年度以降。

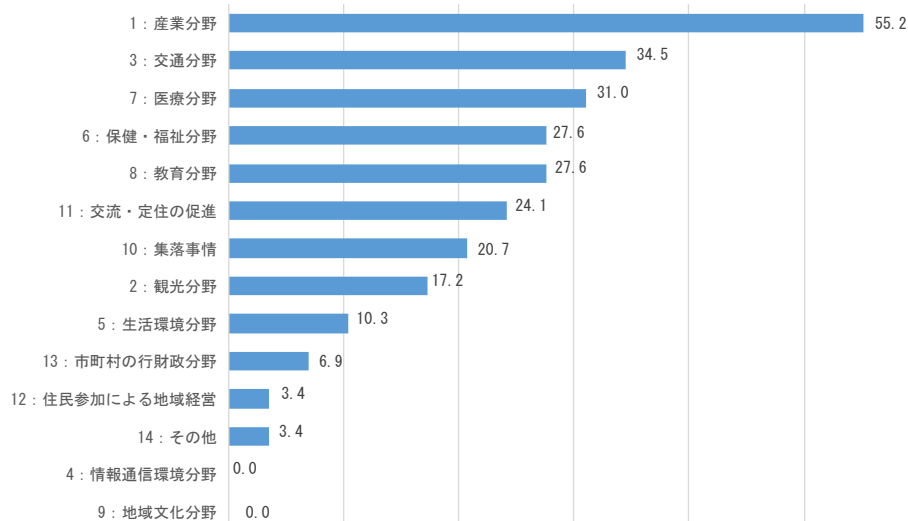


重視して取り組んできた事業

県内過疎地域において、平成22年度以降特に重視して取り組んだ事業は、
①「産業分野（65.6%）」②「交通分野（44.8%）」③「教育分野（41.4%）」

②現在の過疎地域の状況について

現在、課題があると感じている分野（3つ以内で選択）



課題と考えている分野

<意見>

「産業分野」…農業の基盤、施設整備を進めてきたが、少子高齢化による農家の担い手不足に直面。
「交通分野」…道路の老朽化が著しく、延命化が必要。交通弱者に対する地域公共交通の確保が必要。
「医療分野」…医師・看護師等の医療従事者が慢性的に不足。

④－１ 過疎対策事業債（ハード分）の対象施設についての意見

<意見（自由記述式、9団体回答）>

- ・公共施設等適正管理推進事業債の対象の拡充とともに、道路整備事業においては、社会資本整備総合交付金の対象事業が縮小されるなど財政運営に大きな影響が出ている。また、公共施設等適正管理推進事業債の充当率や交付税措置率も財政力によっては非常に不利な条件となっているのが現状である。このような状況下の中において、過疎対策債の条件は財政運営上、重要な位置づけであることから、対象事業及び交付税措置率の維持・拡大をお願いしたい。（類似回答 ほか4団体）
- ・過疎化の進行に伴い、効率的な施設の複合化・集約化を進める中で、施設の複合化・集約化における既存施設の解体（除却）費用を起債対象事業としていただきたい。
- ・設備の設置に係る除却（同じ場所に設置するための除却）については対象としているが、施設内での設置位置の再検討等で同じ場所に設置しない場合もある。同施設の敷地内に現在設置している設備を更新するための除却であれば対象としてもよいのではないかと考える。
- ・マイナンバーを含む自治体のシステム関連経費について、事業費が高額なうえ定期的な更新が重なるとさらに負担が大きくなる。システム機器の整備・更新についても過疎対策事業債を活用し、各自治体の実情に応じた対策が可能となるよう検討していただきたい。

除却など対象事業の拡大、地方財政措置の充実が求められている。

④－２ 過疎対策事業債（ソフト分）の対象施設についての意見

<意見（自由記述式、4団体回答）>

- ・現状、財政力指数が0.56以下の市町村について、現行発行限度額を最大2倍とする弾力運用を実施しているが、今後、過疎（ソフト）債の需要が高まってくると思われるため、過疎法の財政力指数指定要件（現行0.56）の緩和等により、限度額を上げた方が良いと思われる。（類似回答 ほか1団体）
- ・町内会などの地域団体に対し、集落の維持や活性化などを目的とした補助事業を展開できるよう、各自治体の実情に応じた過疎対策事業債の拡充を検討していただきたい。
- ・基金積立事業は限度額超分の対象外の事業となっているため、限度額を超える基金積立事業を実施できるようにしてもらいたい。

○過疎対策事業債（ソフト分）について

<対象事業>以下を除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象

- ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- ②生活保護法法令に基づき負担が義務付けられている経費
- ③地方債の元利償還に要する経費

<発行限度額>市町村ごとに総務省令により算定した額

<H24年度からの運用弾力化>

ハード及びソフト分の起債要望額の合計額（全国）が地方債計画額の範囲内で、ソフト分の起債要望額の合計額（全国）が発行限度額の合算額（全国）に達しない場合は、財政力指数0.56以下の市町村について、現行の発行限度額に1を乗じて得た額を限度として加算（最大で現行発行限度額の2倍）を行うことができる。※基金への積み立ては対象外。

対象及び財政力指数の緩和が求められている。

⑭ 今後重点的に対策が必要だと考えること

<意見（自由記述式、17団体回答）> ※複数回答あり

- ・過疎地域で安全・安心に暮らし、活力と魅力がある地域づくりを進めることが重要であり、行政の分野を問わず、高齢者目線に合わせた施策展開も必要であると考え。保健福祉、集落対策については、今まで以上に行政支援を要する時期がきている。（類似回答 ほか4団体）
- ・人口減少に歯止めをかけるため移住、定住への取組を強化していくことが必要だと考える。（類似回答 ほか3団体）
- ・人口減少に伴って不足している労働力・農業後継者の確保。（類似回答 ほか3団体）
- ・人口減少は、雇用の場の不足に起因する若年層を中心とした町外転出が主因だが、総体的な少子高齢化による自然減も大きな要因となっており、深刻な課題となっている。（類似回答 ほか2団体）
- ・人口減少が著しく高齢化が進んでいることから、医療提供体制の維持、地域防災体制の整備、交通手段の維持・確保が重要だと考える。（類似回答 ほか2団体）
- ・地域の観光拠点施設の充実。（類似回答 ほか1団体）
- ・住民減少に伴う空き家問題。
- ・今後、歳出は今までと変わらず、歳入が少なくなっていくとの見通しである。安定した行財政を運営するために、事業の仕分けをし、事業の廃止や縮小をしていかなければならないと考える。
- ・学校施設の老朽化が非常に進んでおり、改築事業に取りかかっている。また、児童生徒の減少に伴い、社会情勢に即した学校施設の整備が必要とされており、小学校の統合も視野に入れた計画の策定が求められている。

過疎地域自立促進特別措置法と過去の過疎3法の概要

過疎地域自立促進特別措置法と過去の過疎3法の概要①

法律名	過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年4月24日法律第31号) 議員立法(全会一致)	過疎地域振興特別措置法 (昭和55年3月31日法律第19号) 議員立法(全会一致)	過疎地域活性化特別措置法 (平成2年3月31日法律第15号) 議員立法(全会一致)	過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年3月31日法律第15号) 議員立法(全会一致)	(延長) 議員立法(全会一致)
制定経緯	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～平成21年度	平成22年度～平成32年度
目的	<ul style="list-style-type: none"> ○人口の過度の減少防止 ○地域社会の基盤を強化 ○住民福祉の向上 ○地域格差の是正 	<ul style="list-style-type: none"> ○過疎地域の振興 ○住民福祉の向上 ○雇用の増大 ○地域格差の是正 	<ul style="list-style-type: none"> ○過疎地域の活性化 ○住民福祉の向上 ○雇用の増大 ○地域格差の是正 	<ul style="list-style-type: none"> ○過疎地域の自立促進 ○住民福祉の向上 ○雇用の増大 ○地域格差の是正 ○美しく風格ある国土の形成 	
背景	<ul style="list-style-type: none"> ○新規卒業者を中心とした急激な都市への人口吸収 ○897市町村で10%以上、117市町村で20%以上、36村で30%以上減少 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の就業機会や医療の不足 ○若年層を中心とした人口流出による高齢化 	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次オイルショックを克服した新たな東京一極集中 ○高齢化、産業面、公共施設整備面での遅れ等の「新たな過疎問題」の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢化の進行・自然減の重みの増大 ○農林水産業の著しい停滞 ○集落存続危機 ○引き続き若年者の流出 	<ul style="list-style-type: none"> ○著しい高齢化の進行 ○身近な生活交通の不足 ○地域医療体制の弱体化 ○各地域の地域資源や創意工夫を活かす柔軟な支援確立の要望
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急の対策 ○生活環境におけるナショナルミニマムの確保 ○開発可能な地域に産業基盤等を整備 ○人口の過度の減少、地域社会の崩壊、市町村財政の破綻防止 	<ul style="list-style-type: none"> ○過去における人口減少に起因した地域社会の機能低下、生活水準、生活機能の改善 ○総合的かつ計画的な振興施策による住民福祉の向上、雇用の増大及び格差の是正 	<ul style="list-style-type: none"> ○振興を図る「から」活性化を図る「へ」 ○地域の個性を活かして地域の主体性と創意工夫を基軸とした地域づくりを重視 ○公共施設の整備のみならず、民間活力も含む総合的な地域の発展を重視 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国的視野に立った過疎地域の新しい価値、公益的機能 ○「活性化」から「自立促進」 ○個性を発揮して自立できる地域社会 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民が将来にわたり安心・安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、ソフト事業拡充
法制定(改正)時の過疎地域の要件	<p>人口要件</p> <p>昭和35年～昭和40年(5年間) 人口減少率 10%以上</p> <p>財政力要件</p> <p>S41-S43 財政力指数 0.4未満</p>	<p>人口要件</p> <p>昭和35年～昭和60年(26年間) 人口減少率 20%以上</p> <p>財政力要件</p> <p>S51-S53 財政力指数 0.37以下 ●公営職技収益 10億円以下</p>	<p>人口要件(以下いずれか)</p> <p>①昭和35年～昭和60年(26年間) 人口減少率 25%以上</p> <p>②昭和35年～昭和60年(26年間) 人口減少率 20%以上 かつ 昭和60年の高齢者(65歳以上)比率 16%以上</p> <p>③昭和35年～昭和60年(26年間) 人口減少率 20%以上 かつ 昭和60年若年者(15歳以上30歳未満)比率 16%以下</p> <p>財政力要件</p> <p>S61-S63 財政力指数 0.44以下 ●公営職技収益 10億円以下</p>	<p>人口要件(以下いずれか)</p> <p><H124.1～> ①昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 30%以上</p> <p>②昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 25%以上 かつ 平成7年高齢者比率 24%以上</p> <p>③昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 25%以上 かつ 平成7年若年者比率 15%以下</p> <p>④昭和45年～平成7年(25年間) 人口減少率 19%以上 (①～③)は、昭和45年から平成7年間で人口が10%以上増加している回数は除く。)</p> <p>財政力要件</p> <p>H8-H10 財政力指数 0.42以下 ●公営職技収益 13億円以下</p>	<p>人口要件(以下いずれか)</p> <p><H22.4.1～> ※ ①昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 33%以上</p> <p>②昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 28%以上 かつ 平成17年高齢者比率 29%以上</p> <p>③昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 28%以上 かつ 平成17年若年者比率 14%以下</p> <p>④昭和55年～平成17年(25年間) 人口減少率 17%以上 (①～③)は、昭和55年から平成17年間で人口が10%以上増加している回数は除く。)</p> <p>財政力要件</p> <p>H18-H20 財政力指数 0.56以下 ●公営職技収益 20億円以下</p>

※以降、国勢調査の結果が発表された後に、最新の国勢調査の数値(平成22年、平成27年)を反映。

過疎地域自立促進特別措置法と過去の過疎3法の概要②

法律名	過疎地域対策緊急措置法	過疎地域振興特別措置法	過疎地域活性化特別措置法	過疎地域自立促進特別措置法	(延長)
期間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～平成21年度	平成22年度～平成32年度
特別措置等	<p>○国の負担または補助の割合の特例(3分の2)</p> <p>①教育施設、②児童福祉施設、③消防施設、④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>○基幹道路の都道府県代行</p> <p>○医療の確保</p> <p>都道府県は無医地区に関し、診療所の設置等を行う</p> <p>○交通の確保(免許の許可・認可)</p> <p>①一般乗合旅客自動車経営 ②家用自動車等を共同で有償経営</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用</p> <p>○住宅金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○農林漁業金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○税法上の特例措置</p>	<p>○国の負担または補助の割合の特例(3分の2)</p> <p>①教育施設、②児童福祉施設、③消防施設、④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>・地場産業の振興に資する施設等を追加</p> <p>○基幹道路の都道府県代行</p> <p>○医療の確保</p> <p>○老人福祉の増進(高齢者コミュニティセンター)</p> <p>○交通の確保(免許の許可・認可)</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用</p> <p>○住宅金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○中小企業に対する資金の確保</p> <p>○農林漁業金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○税法上の特例措置</p>	<p>○国の負担または補助の割合の特例(10分の5.5)</p> <p>①教育施設、②児童福祉施設、③消防施設、④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>・地場産業を行う第3セクターへの出資などを追加</p> <p>○基幹道路の都道府県代行</p> <p>○下水道事業の都道府県代行</p> <p>○医療の確保</p> <p>○高齢者福祉の増進</p> <p>○交通の確保(免許の許可・認可)</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用</p> <p>○住宅金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○中小企業に対する資金の確保</p> <p>○農林漁業金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○税法上の特例措置</p>	<p>○国の負担または補助の割合の特例(10分の5.5)</p> <p>①教育施設、②児童福祉施設、③消防施設、④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>・地域文化の振興を図る施設を対象に追加</p> <p>○基幹道路の都道府県代行</p> <p>○下水道事業の都道府県代行</p> <p>○医療の確保</p> <p>○高齢者福祉の増進</p> <p>○交通の確保</p> <p>○通信体系の充実</p> <p>○小規模校における教育の充実</p> <p>○地域文化の振興</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用</p> <p>○住宅金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○中小企業に対する資金の確保</p> <p>○農林漁業金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○税法上の特例措置</p>	<p>○国の負担または補助の割合の特例(10分の5.5)</p> <p>①教育施設、②児童福祉施設、③消防施設、④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>・ソフト事業等を対象に追加</p> <p>○基幹道路の都道府県代行</p> <p>○下水道事業の都道府県代行</p> <p>○医療の確保</p> <p>○高齢者福祉の増進</p> <p>○交通の確保</p> <p>○通信体系の充実</p> <p>○小規模校における教育の充実</p> <p>○地域文化の振興</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用</p> <p>○住宅金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○中小企業に対する資金の確保</p> <p>○農林漁業金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○税法上の特例措置</p>
過疎対策事業実績	7兆9,018億円	17兆3,669億円	36兆3,286億円	24兆5,128億円	21兆0,909億円 (平成22年度～平成29年度)